令和８年11月

令 和 ９ 年 度 当 初 予 算
編 成 に 対 す る 申 入 書

兵 庫 県 議 会 公 明 党 議 員 団

令和８年11月９日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦　様

兵庫県議会公明党議員団
幹　事　長　谷　井　いさお
政務調査会長　小　泉　弘　喜

令和９年度当初予算編成に対する申入書

人口減少や超高齢化の進展、物価・エネルギー価格の高騰、自然災害の頻発など､県民生活を取り巻く環境は厳しさを増しています｡このような状況を踏まえ、福祉・医療・介護分野への安定的な予算を確保するとともに、持続可能な財政運営に努めながら、県民の命と暮らしを守る施策を着実に進めていかなければなりません。

また、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた事前防災や地域防災力の向上を図るとともに、交流人口の拡大による地域創生やインバウンド誘客の促進など、地域活性化に向けた取組が必要です。

さらに、結婚・妊娠・出産から子育て、教育までの切れ目のない支援の充実をはじめ、こども・若者施策や高齢者・障がい者福祉の充実に取り組むとともに、ドクターヘリの安定運航体制の確保や、現役世代・ＡＹＡ世代を含むがん患者への支援の強化が求められます。

加えて、物価高騰や人手不足に直面する中小企業への支援、多文化共生社会の実現に向けた外国人材の受入環境整備と定着支援、神戸空港の国際化を活かした観光振興、芸術文化・スポーツによる地域活性化にも積極的に取り組まなければなりません。

あわせて､深刻化する特殊詐欺やサイバー犯罪への対策を強化し､県民が安全･安心に暮らせる兵庫県の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

令和９年度当初予算編成にあたっては、我々議員団の意図するところを十分に斟酌いただき、各種事業に着実に反映されますよう強く求めるものであります。

兵庫県議会公明党議員団

団長 農政環境常任委員会委員	岸本かずなお	加古川市選出
副団長兼幹事長 総務常任委員会委員	谷井いさお	尼崎市選出
筆頭副幹事長 総務常任委員会委員	島山清史	神戸市須磨区選出
副幹事長 産業労働常任委員会委員	竹尾ともえ	西宮市選出
政務調査会長 健康福祉常任委員会委員長	小泉弘喜	尼崎市選出
政務調査副会長 警察常任委員会委員	菅雄史	神戸市兵庫区選出
建設常任委員会委員	伊藤勝正	明石市選出
産業労働常任委員会委員	越田浩矢	神戸市長田区選出
警察常任委員会委員長	天野文夫	姫路市選出
健康福祉常任委員会委員	麻田寿美	川西市及び川辺郡選出
文教常任委員会委員	里見孝枝	伊丹市選出
建設常任委員会副委員長	松尾智美	姫路市選出
文教常任委員会委員	大塚公彦	神戸市北区選出

● 最重点要望事項

１　ドクターヘリの持続可能な運航体制の確保

県民の命を守る救急医療体制の維持・強化に向け、県内の病院を拠点とするドクターヘリ２機の安定運航を推進するとともに、航空整備士等の人材確保、運航体制の充実及び関係機関との連携強化を図り、持続可能な運航体制を確保すること。

２　大規模災害に対する備え

南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムの実効性向上を図るとともに、県民の防災意識の向上及び地域防災力の強化に向けた取組を推進し、市町と連携した「事前防災」を一層充実させること。また、視覚障がい者や高齢者等に配慮した「耳で聴くハザードマップ」の早期導入を図ること。

３　感震ブレーカー設置補助事業の全県展開

感震ブレーカー設置補助事業について、対象地域の限定を撤廃し全県展開を図ること。また、高齢者世帯及び障がい者世帯を優先対象とした支援制度の充実を図ること。

４　現役世代のがん患者に対する支援

アピアランスサポートについて、所得制限の緩和又は撤廃及び対象品目の拡充を図るとともに、現役世代やＡＹＡ世代のがん患者に対する支援及び相談支援体制の充実を図ること。

５　中小企業への支援

物価や人件費の高騰、人手不足等により厳しい経営環境にある中小企業に対し、事業者の立場に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、生産性向上に向けた設備投資支援、ＤＸ化や人材確保対策、事業承継支援等の充実を図ること。

６　県単土木事業の推進

日常の道路・河川の維持管理や老朽化対策、「河川堤防の点検前除草」などの県単土木事業は、県民の生命・財産と安全安心な暮らしを守る重要な基盤であり、地域建設業の経営を支え、災害時の迅速な応急復旧体制の維持にもつながることから、投資事業の抑制が進められる中においても、県民生活の安全確保と地域建設業の維持の観点を踏まえ、必要な事業量の確保を図ること。

７　防犯カメラ設置の推進

防犯カメラの空白地帯の解消に向け、警察、市町、企業及び地域コミュニティ等と連携して設置を促進するとともに、市町の実情に応じた支援やカメラ付き自動販売機の普及などを通じて、地域間格差に配慮した防犯環境の整備を推進すること。

重点要望事項　目次

Ⅰ　総務部 7
　１　　持続可能な県政の推進 7
　２　　私学教育の充実 8
　３　　県立大学・県立専門職大学 9
　４　　高等教育への支援 9
　５　　総務部その他要望事項 9
Ⅱ　企画部 10
　１　　持続可能な県政の推進 10
　２　　企画部その他要望事項 11
Ⅲ　県民生活部 11
　１　　安全・安心の地域づくり 11
　２　　芸術文化・スポーツの振興 13
　３　　県民生活部その他要望事項 14
Ⅳ　危機管理部 15
　１　　防災・減災対策の強化 15
Ⅴ　福祉部 16
　１　　介護・福祉の充実 16
　２　　子育て支援の強化 18
　３　　障がい児（者）への支援強化 19
　４　　自殺防止対策 24
　５　　その他 24
　６　　福祉部その他要望事項 25
Ⅵ　保健医療部 26
　１　　地域医療の充実 26
　２　　介護・福祉の充実 30
　３　　子育て支援の強化 31
　４　　動物愛護の機能強化 31
　５　　保健医療部その他要望事項 31
Ⅶ　産業労働部 32
　１　　多様な人材が活躍できる社会づくり 32
　２　　働き方改革の推進 33
　３　　女性が輝く社会づくり 33
　４　　若者の活躍を促す環境づくり 34
　５　　視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進 35
　６　　観光立県の推進 36
　７　　中小企業の振興 37
　８　　未来を拓く基盤づくり 39
　９　　産業労働部その他要望事項 40
Ⅷ　農林水産部 41
　１　　農林水産業の振興 41
　２　　農林水産部その他要望事項 45
Ⅸ　環境部 46
　１　　持続可能な環境の構築 46
　２　　環境部その他要望事項 49

Ⅹ 土木部 49
1 命を守るインフラ整備の推進 49
2 公共交通・バリアフリーの充実 50
3 道路交通網の整備 52
4 関西３空港・神戸港の発展 53
5 県内建設業者・運輸事業者の振興 53
6 通学路の安全対策の推進 55
7 土木部その他要望事項 55
Ⅺ まちづくり部 58
1 命を守るインフラ整備の推進 58
2 まちのバリアフリーの充実 59
3 密集市街地解消の推進 59
4 まちづくり部その他要望事項 60
Ⅻ 企業庁 60
1 産業振興を支える工業用水道の柔軟な運用について 60
2 企業庁の用地を活かしたデータセンターの誘致 61
ⅩⅢ 病院局 61
1 持続可能な病院事業の運営 61
2 リハビリ専門職の計画的な確保・育成と体制強化 61
3 感染症対策 61
4 粒子線医療のあり方 61
5 県立病院におけるアピアランスケア支援の充実について 62
6 リンパ浮腫診療体制の充実と県内病院への拡充について 62
7 県立西宮総合医療センターにおけるリンパ浮腫患者支援への取組について 62
ⅩⅣ 教育委員会 63
1 教育の充実 63
2 通学路の安全対策の推進（再掲） 68
3 教育委員会その他要望事項 68
ⅩⅤ 警察本部 69
1 安全・安心の地域づくり 69
2 警察本部その他要望事項 73

重　点　要　望　事　項

Ⅰ　総務部

１　持続可能な県政の推進

（１） 連携中枢都市圏・地域活性化に取り組む地域への支援

連携中枢都市圏の形成等の推進が平成２６年に総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市に選定（8 市 8 町)、平成 27 年連携中枢市圏形成に係る連携協約締結（姫路市と 7 市 8 町)、播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定して 12 年目になる。5 年ごとに見直し現在第 3 期ビジョンで「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を役割として、これまで 280 事業を推進し、現在４５の取り組みを実施している。

連携中枢都市（姫路市）と連携市町（７市８町）がそれぞれ縦の連携になっている。人口減少・少子高齢社会においては、コンパクト化とネットワーク化が必要である。横連携や圏域を越えての政策には県の役割が必要である。活力ある社会経済を維持する拠点作りのため、市町民・行政・議会の意見を調整する役目が必要である。そのために県として積極的に連携・支援すること。

（２）職員の育成と働きやすい職場づくり

① 県職員の働きやすい環境整備

エンゲージメント調査結果に基づき、課題を明確化し、改善に向けて具体的な取り組みを推進すること。

② 県職員の確保と育成

少子化や公務員離れ等から、持続可能な行政サービスを維持していくため、質の高い人材確保をするため、中途・通年採用、副業・兼業人材の活用や専門スキルを持つ民間人材の交流等、多様な採用、任用形態を拡充すること。

職員の育成プログラムの体系化や、キャリア形成や専門性開発を支援し、やりがいや組織での成長を享受できる環境づくりに努めるなど、育成戦略を構築すること。

③ 兵庫県職員（総合事務職）の受験資格からの国籍条項の撤廃

総合事務職の受験資格について、全国では11府県において、兵庫県では全ての

市町において国籍条項が撤廃されているにもかかわらず、兵庫県が国籍条項により制限している状況について、一刻も早く撤廃し改善を行うこと。撤廃に向け、兵庫県が国籍条項を撤廃しない理由として挙げている人事運用上の課題等について、既に撤廃している他府県や市町における事例を研究し、どのようにクリアしているのか早急に検討し結論を出すこと。

④ ハラスメント防止対策の強化

働きやすい職場を目指し、透明性を重視したハラスメント防止対策を強化すること。

２　私学教育の充実

（１）私学教育への支援

① 私立学校・私立専修学校への支援

私立学校・私立専修学校の教育環境の維持・向上や、学校経営の安定化に向け経常費補助の拡充等により支援していくとともに、保護者の学費負担の軽減策をさらに拡充していくこと。また、私立学校と私立専修学校で支援の格差がないようにすること。

② 入試制度の見直し

県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化に配慮した定員設定等、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

（２） 私立幼稚園への支援

① 経常費補助などの拡充

経常費補助や処遇改善補助は物価高騰などに見合うよう継続的な引き上げを行うこと。

② 特別支援教育補助の引き上げ

個々の園児に合わせた教育が必要なことから、対象園児の判定を柔軟にするとともに補助単価の引き上げと規模要件の撤廃を国に要望すること。

③ 看護師配置補助制度の拡充

医療的ケア児を受け入れる場合の看護師配置補助制度について、園児のケガの処置や体調不良等に対応する看護師も補助対象になるよう国に要望すること。

④ 公開保育補助制度の創設

幼稚園や認定こども園での公開保育は教育の質向上を図るとともに、行政機関などの第三者による評価導入により教育の質が担保されることから、実施に伴う経費補助として公開保育補助制度を創設すること。

３　県立大学・県立専門職大学

（１）兵庫県公立大学法人への運営支援

少子化による大学間競争が激化するなか、デジタル・ＡＩ化など時代の変化に即応した教育・研究を充実・強化し、学生生活をより快適に過ごせるキャンパス環境を整備するため、施設の老朽化対策やグラウンドの人工芝化などに積極的な財政的支援を行うこと。

（２）県立大学無償化の成果の明確化と地域貢献の強化

県立大学の無償化による意義や成果を明確にするとともに、地域課題の解決への貢献や県内企業への就職につながる取り組みを一層強化すること。

４　高等教育への支援

県立大学の授業料等無償化は、他大学に通う県内在住大学生にとっては非常に不公平感のある支援策であることから、県内大学に就学する県内高校の出身者に対して、「海外武者修行」応援プロジェクトの募集枠の拡充のほか、支援策メニューの充実を図ること。

５　総務部その他要望事項

⑴ 「幼児教育・保育の無償化」について、各種学校の朝鮮学校やインターナショナルスクール、中華同文学校、ブラジル人学校などの外国人学校幼稚園が対象外となっているため、国に対象とするよう要望すること。

⑵ 県が発行する全ての刊行物等において、視覚障がい者が文字情報を音声で情報を得られるように音声コードを添付すること。併せて、市町に対しても刊行物等の音声コードの活用を働きかけること。また、音声コードの有無がわかるよう、確実に切り欠きを入れ、文字内容も充実させること。

⑶ 専修学校各種学校連合会等が主催する「ひょうご専門学校フェスタ」をはじめとする職業体験イベントについて、一律の経費削減による開催中止や規模縮小を招くことがないよう、事業の実態と地域貢献度を踏まえた適切な予算確保および開催支援を行うこと。

⑷ 新長田合同庁舎と、新長田キャンパスプラザを核に、周辺地域や商店街等の活性化に向けた効果がより発揮されるよう、地元や神戸市と連携した活性化施策を実施し、その効果検証をしながら活性化施策の実効性の向上に取り組むこと。

Ⅱ　企画部

１　持続可能な県政の推進

（１）県行政のデジタル化の推進

①　ＤＸ化・ＡＩの活用による業務革新の推進

県行政全般におけるＤＸ化を強力にスピード感をもって推進し、AI の活用を前提とした業務のあり方や組織体制の見直しを行い、県民への行政サービスの向上を図るとともに、徹底的な業務効率化により行政コストの低減を図ること。

また、そのために必要なデジタル専門人材の確保・育成を、民間企業等と連携して計画的に推進すること。

②　共通認証基盤を活用した県民サービスの DX 化

個人情報のセキュリティ向上や県民の利便性向上、行政サービスに係るトータルコストの低減に向け、マイナンバーカードを活用した県民共通の認証基盤を整備すること。デジタル商品券や給付金、各種申請に加え、ボランティアポイントや健康ポイントなど、県民の主体的な活動を促す仕組みにも活用できる「兵庫県版スーパーアプリ」を構築し、県民サービスの DX 化を推進すること。

③　市町のＤＸ化支援

県下の市町のＤＸ推進を支援するため、業務やシステムの集約化、専門人材の育成や派遣等により支援すること。

また、但馬地域等で高速ネットワークが利用できない地域が存在していることから、兵庫情報ハイウェイの延長・拡充を図り、県内の行政、教育現場におけるネットワーク環境の整備を行うこと。

（２）デジタルデバイド（情報格差）是正に向けた取組の推進

「スマートひょうごサポーター」の育成・活用を強化し、市町・企業と連携して、地域団体等と連携した講座実施等を推進し、社会のデジタル化が進む中、誰も取り残されることがないよう、デジタルデバイドの是正に向けた取組を強化すること。

（３）地域創生の推進

①　日本農業遺産を活用した地域創生の推進

日本農業遺産に認定された「岩津ネギ」、「山田錦」、「丹波黒」、「但馬牛」、世界遺産登録を目指す「鳴門の渦潮」など、県下各地の地域資源を活かした地域創生の取組に対し、県としても市町や活動団体と連携し、財政面での支援等を

積極的に行うとともに、これらの地域資源の広報を積極的に行うこと。

② 地域特性を生かした地域創生の推進

地域創生については、県下一律の取り組みではなく、五国それぞれの地域特性を踏まえて関係人口など施策展開を図るとともに、政策評価（EBPM）に基づく選択と集中を徹底し、県民局（県民センター）ごとの特色ある取り組みを推進することで、具体的な成果を上げること。

２　企画部その他要望事項

⑴　県への申請業務について可能な限りオンラインによる申請とするとともに、全ての申請において代理申請を認めること。

⑵　過疎地域では情報通信基盤となる光ファイバー網やケーブルテレビ設備の整備、更新が必要不可欠であるが、未整備もしくは更新が不十分な地域が存在しているため、解消に向けた支援を推進すること。

Ⅲ　県民生活部

１　安全・安心の地域づくり

（１）県民が安心して暮らせる地域社会

① 特殊詐欺の防犯対策への取組

特殊詐欺の防犯対策として非常に有効な自動通話録音機の無償配布の推進により普及促進を強化すること。被害状況を踏まえ、無償配布や購入費補助、犯人の名簿掲載者への周知等の予算を適切に確保すること。

② 詐欺手口の周知強化

サポート詐欺やSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺など、詐欺の手口は常に巧妙化・多様化していることから、最新の詐欺手口について、多くの県民に分かりやすく周知する取り組みを強化すること。あわせて著名な出演者を起用して最新の特殊詐欺の手口を紹介する動画コンテンツを制作するなど、県民が「どのような手口で詐欺に遭うのか」を具体的に理解できる啓発を徹底すること。

（２）地域の防犯対策の強化

①「ひょうご地域安全ＳＯＳキャッチ事業」の普及促進と活用

地域に潜む犯罪の兆候を早期につかみ、防犯力向上につなげていく「ひょうご地

域安全ＳＯＳキャッチ事業」の受信方法にメールやＬＩＮＥを追加し、更なる普及促進を図るとともに、受信結果や地域特性、相談者の特性等を分析し、効果的な広報や犯罪抑止を図ること。

最重点要望事項

② 防犯カメラ設置の推進

警察と連携して県内の防犯カメラ設置状況に関する課題整理を行い、市町の実情に応じた防犯カメラ設置の支援や、企業連携によるカメラ付き自動販売機の設置支援など、まちづくり防犯活動の一環として支援策を講じること。また、正常に作動していない防犯カメラが多く存在することから、更新費用の補助についても対象とするよう制度を拡充すること。

（３） 犯罪被害者等の支援の充実

性犯罪発生時に適切に対応できるよう、学校・警察・産婦人科病院・性被害者センターなど関係機関がより連携強化を図るための連携協定を早期締結すること。

（４） 人権の尊重

① 隣保館の改修に対する支援

隣保館の改修においては、市町の計画・要望を踏まえて着実に実施できるよう支援すること。

② 事前登録型本人通知制度の市町への啓発推進

「事前登録型本人通知制度」の普及に向け、登録者数の増加に向けた取組を強化するとともに、被害告知型のみを導入している市に対して導入を働きかけること。

③ ヘイトスピーチ対策

県職員をはじめ県民に対する人権教育、啓発活動の強化を行い、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すること。

更に、京都府で策定されたようなヘイトスピーチの恐れがある場合の公的施設の利用を制限するガイドラインの策定、ヘイトスピーチの禁止に向けた実効性ある対策を講じること。

④ インターネット・モニタリング体制の強化

ネット上での誹謗中傷やヘイトスピーチ、部落差別等の人権侵害事案の深刻化に対応するため、現在本県で実施されているネットのモニタリング事業を各市町と連携して充実を図り、県や各市町が個別に実施するのではなく、情報共有を行い共同でモニタリング体制を集約化するなどにより強化をすること。また、国に対して人権侵害に対応する法整備を要望すること。

⑤ 「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例」の実効性ある取組の強化

条例に基づく、相談や不当な差別に対する削除要請等の現状を踏まえ、課題の整理や実効性ある取組を強化し、被害の低減に努めること。

⑥ 部落差別解消推進法に基づく実効性ある差別解消に向けた取組

部落差別解消推進法に定められた地方公共団体の責務や役割を明確化し、差別解消に向けた実効性を高めるため、部落差別の実態を正確に把握しつつ、本県としてもより具体的な差別解消に向けた推進方策を講じること。

⑦ 同和地域の問合せ事象の再発防止策の徹底

宅地建物取引において、対象物件の所在地が同和地区に該当するか否かについては、宅地建物取引業法第 35 条の重要事項説明の対象外であり、業者に調査・説明の義務がないこと、また顧客からの問い合わせや調査依頼に応じる行為は、部落差別を助長・誘発する不当な行為として厳しく制限されていることについて、県土地対策班や宅地建物取引業団体と定期的な意見交換を行い、実態把握のうえ有効な対策を講じること。

2 芸術文化・スポーツの振興

（1） スポーツ振興施策の推進

① スポーツ施策の戦略的展開

スポーツの多面的な価値（健康・経済・産業・文化・環境・コミュニティ・幸福度など）を最大限に生かし、スポーツコミッションの設立を契機として、具体的な目標を明確にした取り組みを強化すること。また、スポーツ施策の所管を知事部局に移管したことを生かし、施策の組織横断的な展開を図るとともに、県民生活や地域経済の活性化につながる具体的な成果を上げること。

② スポーツ選手の育成

世界レベルの選手を育成するため、競技者が強化活動に専念できる環境を整備するとともに、資金面を支援する補助制度や、民間企業からの支援が受けられる育成サポート制度を創設すること。さらに、県独自の取組である「HYOGO STAR PROJECT」と連携し、小中学生世代からトップアスリートをめざす体系的な育成プログラムを展開することにより、次世代人材の発掘と育成を着実に進めること。

（２） ｅスポーツの推進

ｅスポーツの多様な特性を活かし、部活動への採用や地域資源と連動したイベントの開催などを通じて若者の活躍の場を広げるとともに、地域活力と交流人口の拡大につなげること。

（３） 芸術文化・スポーツによる施策展開の強化

文化スポーツ局としての組織一元化を踏まえ、教育委員会が所管している県立美術館などの所管を県民生活部に一元化し、芸術文化・スポーツの多面的な価値を最大限発揮した施策展開を図ること。

３　県民生活部その他要望事項

(1) ひょうご出会い支援事業について、「ひょうご出会いサポートセンター」の県内外への周知に努めるとともに、ＡＩマッチングの課題と成果を踏まえ、成婚率を上げるよう改善を図り、伴走型の支援を強化するなど、成婚までのきめ細かな支援に取り組むこと。

(2) 「人権救済・リーガルエイド基金」運営費の補助金を増額すること。

(3) 神戸マラソンの県主催を継続し、神戸マラソンを活用した地域活性化や県民のスポーツ参加、健康増進に繋げていく取組を強化すること。

(4) 県が実施する「オフラインキャンプ」は、青少年がスマホやインターネットとの適切な付き合い方を学ぶ重要な取組であることから、国（文部科学省）の事業採択に引き続き努めるとともに、県として必要な財源を確保し、継続的に実施すること。また、「スマホサミット in ひょうご」で蓄積した成果を教育委員会や学校現場と共有し、児童生徒が安全・安心にインターネットを利用できる環境整備を推進すること。

(5) 中学校および高等学校の部活動や地域移行に伴う地域クラブ活動等において、県立のスポーツ・文化施設を利用する際の経済的負担を軽減するため、利用料金の無償化を視野に入れた減免基準の大幅な見直しおよび利用促進策を講じること。

(6) 不登校やひきこもり、家庭や学校での人間関係、心身の不調など、さまざまな悩みを抱える青少年が、身近な場所や使い慣れたツールを通じて気軽に相談でき、早期に必要な支援につながる環境を整備すること。

① 尼崎市や宝塚市で取り組まれている「ユース保健室」のように、図書館等の日常的に利用する場所を活用した相談の場の設置・拡充を促進するため、県

として、市町への設置・運営費用の補助、先進事例や運営ノウハウの共有、相談対応を担う人材の育成・研修など、具体的な支援策を講じ、県内各地域への展開を推進すること。

② 電話相談に加え、LINE や SNS、オンライン相談、対面相談など、青少年が相談しやすい方法を充実させること。また、県の「ほっとらいん相談」及び県内５カ所の「地域ブランチ」との連携を強化し、相談内容に応じて医療・福祉・教育等の専門機関へ適切につなぐ仕組みを構築することにより、県内のどこに住んでいても、安心して相談し、継続的な支援を受けられる体制を整備すること。

Ⅳ 危機管理部

１ 防災・減災対策の強化

（１） 大規模災害の対策

最重点要望事項

① 被災者生活再建支援制度の充実

被災者生活再建支援制度で適用対象とならない被災者も対象となるよう（損害割合 30％未満）制度の見直しを国へ求めること。

② 消防団員の確保

担い手確保が困難になりつつある消防団については、職域団体の活用や女性の登用など団員確保に向けた啓発支援を行うこと。

③ 地域防災力の強化

防災リーダー等地域防災コミュニティ活動のリーダーとなる人材の育成を強化するとともに、活躍できるような環境整備を進めること。

④ 避難所の充実

大規模災害発生時に、災害や紛争の被災者が尊厳を持って生活できるよう、人道支援活動における最低限の基準であるスフィア基準を参考にした避難所運営がなされるよう、市町と連携して必要な物品をプッシュ型で配備できるよう備蓄整備を進めること。

⑤ 避難体制の強化

「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、避難行動要支援者支援について市町との連携をより一層強化するとともに、母子避難所などの福祉避難所の充実や帰宅困難者に対する一時避難所の確保、津波避難場所としての高速道路や駅舎の活用等、災害発生時における市町を跨る避難対応についてさらに協議を進めること。

⑥ 災害時の情報共有機器設備の整備

難視聴地域において国の地域情報通信基盤整備推進交付金等で整備されたケーブルテレビ設備について、設備の更新など再整備について支援するとともに、既存の枠組みにとらわれない支援措置を国に要望すること。

⑦ 兵庫県災害派遣福祉チーム（兵庫県ＤＷＡＴ）の体制強化

兵庫県災害派遣福祉チーム（兵庫版ＤＷＡＴ）の更なる体制拡充を図り、チーム員の研修・訓練により支援体制の充実強化を図ること。

⑧ 災害ケースマネジメントの普及

被災者一人ひとりの状況に応じた支援を進めるため、災害ケースマネジメント条例の制定を目指すこと。

⑨ 災害発生時の視覚障がい者や高齢者への対策

視覚障がい者や高齢者等が、スマートフォンを活用して災害リスクや避難情報を音声で聴くことができる「耳で聴くハザードマップ」の早期導入や「ひょうご防災ネット」等の災害情報ツールの機能向上を推進すること。

最重点要望事項

⑩ 感震ブレーカー設置助成事業の拡充

兵庫県防災街区整備方針等に位置づけられた密集市街地を対象とした、通電火災を防止する感震ブレーカー設置助成事業を高齢世帯や障がい者等も対象に加え、事業の拡充をすること。

Ⅴ 福祉部

１ 介護・福祉の充実

（１） 介護人材の確保・定着・育成に向けた助成・補助制度の創設

① 介護人材の確保の推進

他業種との給与水準の格差是正を図るための処遇改善を国に働きかけること。また職員のキャリアアップ、職場環境の改善等による離職防止対策を拡充すること。

② 外国人介護人材の受入促進

外国人介護人材のさらなる確保、育成、特に人材不足に悩む県内地方部、中山間部等の介護施設への長期定着支援や介護人材の受入体制の拡充に向けて、公民連携協定を締結した県内社会福祉法人の支援を拡充し、県社会福祉協議会が運営する「ひょうご外国人介護実習センター」との学習支援などの協力連携を進め、実効性・具体的な外国人介護人材の定着促進を進めること。

③ 訪問看護師・訪問介護士の安全確保事業の拡大

２人訪問による訪問看護師・訪問介護士の安全確保を促進するため、利用実績が低調な要因を検証し、事業者負担の軽減や手続きの簡素化など制度の利用促進を図ること。

（２） サービス・住まいの確保

① 在宅医療・介護を支えるサービスの確保

定期巡回随時対応型訪問介護・看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、訪問看護など在宅医療、介護を可能とするサービスが全市町で実施できるよう支援すること。

② 介護現場への支援強化

介護ロボット、ＩＣＴ化、福祉用具の導入に対する支援については、県の拠点「ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター」を中心に、介護の悩み・現場の負担軽減に対する「介護ロボット・ＩＣＴ」導入支援、研修会・伴走型支援等をさらに強化すること。

（３） 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援体制の充実について

単身高齢者の増加に伴い、入院・入所の手続、日常生活の金銭管理、亡くなられた後の葬儀や納骨など、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援が重要な課題となっている。

改正社会福祉法を踏まえ、市町が相談支援や関係機関との連携を円滑に進められるよう、県として体制整備や人材育成を支援するとともに、事業の実施主体となる県社会福祉協議会への支援を充実し、経済的な事情にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域の支援体制を構築すること。

（４） 就労困難者の就労支援の充実

就労困難者の自立と社会参加を支えるため、公共業務を活用して「働く場」を創出する全国的にも注目される「伊丹モデル」を県内全域へ展開すること。認定就労訓練事業の充実に向け、市町への制度設計のノウハウ共有や伴走支援を推進するとともに、県及び市町の公共発注業務（清掃・管理等）を新たな「働く場」として活用できるよう、認定就労訓練事業所等への優先発注や随意契約の仕組みを構築すること。

（５） ヤングケアラーに対する支援

令和８年度の全高校生実態調査で得られたデータを分析し、その結果を踏まえて市町間の支援体制の地域格差を解消し、均質な支援を受けられる体制を構

築すること。

２　子育て支援の強化

（１） 子育て環境の整備

① ０～２歳児への保育料補助制度の拡充

県独自の０～２歳児の保育料補助について、補助額の拡充、補助要件の所得額を緩和し、保育料補助制度を維持・拡充すること。また、国に対して無償化対象の拡充について要望すること。

② 放課後対策の充実

「ひょうご放課後プラン事業」について、定員の拡充や開設時間の延長など地域の実情に沿った運営の充実を図るとともに、支援員の確保策を推進すること。また、現在加算対象外となっている時間帯においても加算が受けられるよう要件改善を図ること。

更に、学校の働き方改革によって、放課後子ども教室が放課後や休日に学校施設を利用する際に支障が出ないよう配慮すること。

③ 乳幼児等・こども医療費助成制度の充実

子ども医療費を無償化する制度を国の制度として創設することを要望すること。

（２） 子どもの生活環境の整備

① 児童虐待防止対策の強化

こども家庭センターにおける児童福祉士の人員を拡充するとともに、計画的な採用、人事ローテーション、専門性をより発揮できる役割分担等により、緊急性の高い虐待事案への対応力を強化できるような体制整備を進めること。特に、特定妊婦等の早期把握と支援介入を強化すること。

② 里親制度の充実

里親制度の更なる推進のため、養育里親の育成・支援とともに、普及啓発等の充実を図ること。

（３） 私立幼稚園への支援

① 一時預かり事業補助単価の引き上げ

一時預かり事業（幼稚園Ⅰ型）は両親就労家庭が多く利用者が増加しているが、

物価高騰や人件費高騰により人材確保が困難になっていることから補助単価の引き上げを国に要望すること。

② 無償化の単価の見直し

令和８年10月より給付上限額は28,000円へ引き上げられたものの、物価上昇は依然として続いており、園運営に必要な経費の増加は深刻で、経営に大きな影響を与えているため、無償化単価を現実的な水準へ引き上げるよう、国に対して強く要望すること。

③ 地域区分の見直し

子ども・子育て支援新制度施行より人材確保と経営面で地域間格差が発生しないよう地域区分の見直しを国に要望すること。

④ こども誰でも通園制度の充実に向けた取組

令和８年度の実施状況を踏まえ、すべての子どもが質の高い育ちの機会を得られるよう、利用枠拡充・受入環境整備・保育者確保など体制強化に向けた支援を国に要望すること。

（４） 子どもの権利保障と人権オンブズパーソン制度

「仮称・子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利を明確に位置づけ、社会全体の意識改革と子供の声が反映される社会づくりを目指すとともに、その柱として、第三者性を持った人権オンブズパーソン制度創設に向け検討すること。

３　障がい児（者）への支援強化

（１） 障がい児（者）への支援の強化

① 障がい児（者）リハビリテーション体制充実への支援

障がい児（者）の一貫したリハビリテーション体制充実に向け、18 歳以上の障がい児（者）リハビリテーションの診療報酬引き上げを国に要望するとともに、県での支援体制を構築すること。

② 失語症者への支援体制の強化

失語症者向け意思疎通支援制度が県下のすべての自治体で実施されるよう推進していくとともに、言語聴覚士や心理士等の専門職が常駐しているコミュニケーション障害者が相談できるセンターを県下にモデル的に整備すること。

③ 発達障害等小児領域の療育相談体制の整備

発達障害等小児領域の療育相談体制に地域間格差があることから解消に向けて、専門職の配置も含めた支援体制整備をすすめること。

④ 医療的ケア児のレスパイト入院体制の充実について

本年７月から県立こども病院で開始された医療的ケア児のレスパイト入院は、介護や看護を担う家族の負担軽減につながる重要な取組で評価している。

一方、受入病床が限られ、障害の程度などによって利用が難しいケースもある。来年 4 月には改正医療的ケア児支援法が施行され、支援の対象が成人の医療的ケアを必要とする者にも拡大されること等、今後、支援対象の拡大に伴い、ニーズの増加も見込まれることから、受入体制のさらなる拡充を図るとともに、利用実態や課題を検証し、医療的ケア児とその家族が安心して利用できる短期入院体制の充実を図ること。

⑤　福祉医療費助成の制度化

県が実施している重度心身障がい児（者）、乳幼児、ひとり親家庭等に対する福祉医療費助成制度が、国において早急に制度化されるよう求めること。

⑥ 県立こども発達支援センターの機能強化

県立こども発達支援センターの機能を強化し、各関係機関や市町と連携して発達障がい児（者）の早期発見、相談、診断、療育指導等、発達障がい児への支援の充実・強化を図ること。

⑦ 視覚障がい者への支援

県内における視覚障がい者への相談支援体制を強化するとともに、視覚リハビリテーションの充実に向けた体制を強化すること。

⑧ 障がい児（者）等の活躍促進

障がい者の雇用・就業の促進および工賃の向上に努めること。また、農業や地域福祉の分野などで就労支援を含む社会参加の促進、障がい者の文化芸術の推進を図ること。特に農福連携の成功モデル確立にむけて福祉部と農林水産部が連携して取組を強化すること。

⑨ 補助犬の普及と理解の促進

補助犬の利用を希望する障がい者が、補助犬を利用できるように普及に向けた取組を強化するとともに、補助犬について、医療機関や店舗等で受入れを拒否しないことや、出会ったときにむやみに触ったり餌を与えたりしないなど最低限のマナーについて理解を広げるよう啓発すること。また、障がい者の自立、社会参加を促進するため、県民、事業者等と連携協力し、各種イベントの開催や企業セミナーなどあらゆる機会を活用し補助犬の普及啓発を更に推進すること。

⑩ ヘルプマーク等の普及促進

ヘルプマーク等について、交通事業者との連携や、諸行事、学校教育等を活用した認知度向上の取組を行い、普及を促進させること。

⑪ 歩行障がい改善に向けた取組強化

最先端歩行再建センターで進めている、シーブレイスなどの歩行障がい改善のための取組を更に進めること。

⑫ 強度行動障害を有する児（者）への専門的支援体制の強化

事業所へ強度行動障害支援者養成研修修了者の配置を促進し、事業所の受け入れ体制を強化するなど質の高い支援体制の整備を推進すること。

⑬ 高次脳機能障害者への切れ目のない支援体制の構築

高次脳機能障害者支援法の施行を踏まえ、専門人材を配置した県支援センターを中心に市町や医療・福祉・教育・就労機関との連携を強化し、県内のどこに住んでいても、相談から社会復帰、就労、家族支援まで切れ目なく支援を受けられる体制を整備すること。

（２） 地域における障がい者の居住支援等の強化

① 医療支援型グループホームの拡大促進

医療支援型グループホームの整備が進められるよう積極的な助成を図ること。また、居住支援のための相談、体験の機会提供、緊急時の受け入れ、地域の体制づくりなどを総合的に行う多機能拠点の整備や、ケアホームとグループホームが一元化された医療ケアに対応できるグループホームの整備を積極的に進めること。更に、ピアサポーターの積極的な活用、相談・支援の充実を図り障がい者の地域移行を推進すること。

② 入所施設の充実

障がい者支援施設の小規模化、施設敷地内グループホームの建設促進、個室化やユニット化、高齢者対応等の整備が促進されるよう支援強化を図ること。

（３） 聴覚障がい者への支援

① 手話言語条例の制定

現在、県は「ひょうご・スマイル条例」により、誰もが自分に合った手段で情報を取得し、意思疎通できる社会の実現を目指している。一方、聴覚障害者団体からは、手話を独自の言語として明確に位置づける「手話言語条例」の制定が求められている。

令和７年施行の「手話施策推進法」の趣旨を踏まえ、手話の習得・使用の促進、手話文化の保存・継承・発展、県民の手話への理解と関心の増進など、手話施策を総合的に推進する基盤として、手話を独自の言語として位置づける「手話言語条例」を速やかに制定すること。

② 手話通訳者の育成、維持に向けた取組強化

（ア） 手話通訳者および要約筆記者の県公費派遣単価を、近年の最低賃金の上

昇率や賃金上昇の状況を踏まえた水準に引き上げるとともに、派遣事業の予算を拡充すること。

（イ） 手話通訳者の養成講座開催について、近隣市町での合同開催、市町を越境しての受講を可能にするなどして、受講者の居住地、勤務地に応じて柔軟に受講できる体制となるよう市町を指導すること。

③ 兵庫県意思疎通支援事業の拡充

手話通訳等の公費派遣の対象会合を、聴覚障がい者団体の主催のみから、県内の障がい団体等が主催または共催する団体に拡充し、その予算も確保すること。

④ 加齢性難聴等の早期発見のための支援

厚生労働省の「攻めの予防医療」および認知症基本法の趣旨に基づき、加齢性難聴の早期発見から耳鼻咽喉科受診・専門職連携までの支援体制を強化するとともに、10 市町以上が補聴器購入助成をしていることを踏まえ、地域格差を解消するため県内一律の助成制度や広域支援スキームを創設すること。

⑤ 兵庫県聴覚障害者情報センターへの支援

手話通訳者及び要約筆記者の高齢化と担い手不足が進んでいることから、派遣体制を維持・充実するため、人材育成事業の充実、処遇改善及び若年層への普及啓発を進めること。

また、情報センターは建設から 30 年を経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、安定した運営に必要な運営費の充実及び設備の修繕に必要な予算を確保すること。

さらに、情報センターの夜間及び日曜日の利用ニーズに対応するため、必要な職員配置を行い、人件費を含む十分な運営予算を確保すること。

⑥ 兵庫県での「全国ろうあ者大会」開催に対する支援

令和 12 年に開催予定の「全国ろうあ者大会」の成功に向け、知事をはじめとする関係者の来賓出席、会場確保、開催経費への補助など、必要な支援を行うこと。

（４） 盲ろう者への支援

① 盲ろう者に対する支援事業の予算拡充

県の盲ろう者支援事業予算は 10 年間据え置きである一方、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の登録者数は、平成 28 年の 49 名から 94 名に増加し、令和 5 年度の実態調査では県内の盲ろう者数は 501 名となっている。昨年度は派遣事業で約 140 万円の赤字が生じ、兵庫盲ろう者友の会が補填していることから、実態に見合った十分な予算を確保すること。

また、通訳・介助員の謝金単価について、兵庫県は1,500円と、同じ近畿圏の滋賀県や京都市の2,000円や全国平均の1,698円と比べ低い水準にあるため、専門性や最低賃金の上昇を踏まえ、適正な水準に引き上げること。

② 盲ろう者を支援する人材育成

盲ろう者の移動とコミュニケーションの支援を担う通訳･介助者の養成において厚労省標準カリキュラムに基づく時間数に応じた予算を確保するとともに、人材の育成・配置を積極的に進めること。

③ 点字音声情報端末（ブレイルセンスセブンミニ）の利用・購入支援

点字を利用してメールやインターネット検索が行えるブレイルセンスセブンミニは、盲ろう者自身で自立して情報のやり取りが可能な機械であるが、１台約40万円と高額なことから､利用に必要な訓練指導と購入費補助を行うこと。

（５） 障がい者スポーツ支援施策の推進

① 障がい者スポーツの振興

県下の障がい者スポーツ施設全体の機能充実を促進し、障がい者スポーツのすそ野の拡大に努めること。

② 障がい者の競技スポーツの強化

パラリンピックやデフリンピック等の国際競技大会を目指す障がい者スポーツ選手に対して､一般の競技スポーツへの強化支援策と同レベルの支援を行い、強化に努めること。

③ ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）の早期整備着手

隣接する障害者スポーツ交流館と一体的に運営し、本県、西日本における障害者スポーツの中核拠点として期待されるひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）を早期に整備着手すること。

（６） 障害者芸術文化活動の振興

① ひょうご障害者芸術文化活動支援センターを核とした体制強化

障害者芸術文化活動の振興を図るため、現行のひょうご障害者芸術文化活動支援センターを核として、美術分野に加え、音楽や舞台表現など多様な芸術文化活動の発表・参加の機会を創出するとともに、新たな芸術文化活動に取り組む障害福祉事業所への支援を引き続き推進することの取組内容の充実と体制の強化を図ること。

② 障害者アートの販売促進と認知度向上に向けた取組強化

障害者アート作品は、流通や販売の機会が限られ、作品の価値が十分に評価・

活用されているとはいえないことから、創作活動の継続や経済的自立を促進するため、現在、試行的に実施している「ひょうご障害者アートオークション」の事業化を図るとともに、県内各地で開催する巡回展と連動した販売機会の創出や、広報媒体を活用した情報発信の強化など、多角的な支援策を展開すること。

４　自殺防止対策

自殺に関する相談体制の強化として、ＳＮＳ等を活用した相談窓口の更なる周知徹底を図るとともに、若者や孤立しがちな層へのアウトリーチ支援を強化すること。

５　その他

（１）女性へのＤＶ対策の推進

一時保護施設退所後の自立に向けた生活拠点となる住居確保支援として、民間賃貸住宅への円滑な入居促進や公営住宅への優先入居等に積極的に取り組むこと。

（２）福祉施設における虐待対策

施設利用者の不安を解消するため、安心できる環境整備の推進や県の相談体制を整備するとともに、市町と連携して有効な対策をとること。

（３）サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修

サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修を申し込んでも受講できないケースが増えており、現場のニーズに応えるため、更なる定員拡大や研修回数の増加を継続的に実施すること。

（４）成年後見制度利用支援事業の拡充

成年後見制度利用支援事業について首長申し立てに限定せず、本人や親族等の申し立ても対象として事業が実施できるよう県下の市町に促していくこと。

（５）児童養護施設等における人材確保

現在、保育所保育士と児童養護施設等で働く施設保育士との間で処遇格差が生じていることから、その是正を図るとともに、社会的養護に従事する職員全体のさらなる処遇改善について国に要望すること。

あわせて、人材確保に向けた無資格者雇用に対する補助制度の拡充及び非常勤職員を人員配置基準に算入できる仕組みについて、国の動向や示される取扱

いを踏まえ、県として必要な対応を検討すること。

（６）児童養護施設の入所者に対する費用の拡充

小中学校での個々に応じた学力の伸長や、芸術・スポーツ活動の深化が不可欠である為、小中学生の学習塾や家庭教師費用、さらには、音楽教室やスポーツクラブ等、習い事にかかる費用を拡充すること。

（７）ケアリーバーの自立に向けた切れ目のない支援の充実について

児童養護施設等を退所したケアリーバーが、進学や就職、住まいの確保などの課題を乗り越え、安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中から退所後まで切れ目のない支援を充実すること。

特に、ケアリーバー応援企業との連携を強化し、短期就労や職業体験にとどまらず、退所後の就労継続や生活面の相談にも寄り添う「職親」のような伴走支援の仕組みを推進すること。また、施設職員等による退所後の相談支援や専門相談窓口と企業等との連携を強化し、孤立を防ぎ、継続的に相談できる支援体制を構築すること。

（８）児童家庭支援センターの適正配置

県下の児童家庭支援センターを適正に配置することで、偏在している状態を解消し、市町と連携して地域支援の充実を図ること。

（９）こどもホスピス支援モデル事業の活用と協議会の設置

生命を脅かす重い病気（LTC）の子どもと家族が、地域で孤立せず、安心して生活し、体験や成長の機会を得られるよう、こども家庭庁の「こどもホスピス支援モデル事業」（国庫補助率 10/10）を活用し、医療・教育・福祉・民間団体・行政が連携する「こどもホスピス支援協議会」を設置すること。

６　福祉部その他要望事項

⑴　在宅医療・介護を推進するうえで、医療圏域ごとに無菌調剤室の整備を進めること

⑵　地域包括ケア・介護予防・フレイル等の分野でリハ職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の積極的な活用

Ⅵ 保健医療部

１ 地域医療の充実

（１） ドクターヘリの持続可能な運航体制の確保

最重点要望事項

県民の命を守る救急医療体制の維持・強化に向け、県内の病院を拠点とするドクターヘリ２機の安定運航を推進するとともに、航空整備士等の人材確保、運航体制の充実及び関係機関との連携強化を図り、持続可能な運航体制を確保すること。

（２） 医師・看護師等の確保対策等の推進

① 医師確保対策

県内医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向け、医師確保数の目標・対策を含む「医師確保計画」を基軸に、県養成医師枠や医学部定員の「地域枠」の増加、継続等医師確保に向けた取組を強化するとともに、「地域医療活性化センター」を活用した教育・研修機能による医師の資質向上を更に進め、女性医師の働きやすい環境の整備、特に女性医師の産後の当直など配慮することや再就業を促す取組により、実効的な医師確保を進めること。

また、県内の医師不足が切実な課題の市町に対して、診療科ごとの医師確保、派遣の見込み等を示し、計画的に医療体制の維持を図れるようにすること。あわせて、医師の働き方改革に対応するため、医療 DX の推進によるタスク・シフト/シェアを強力に推進し、実効性のある偏在是正策を講じること。

② 産科医の確保と周産期医療の充実

誰もが安心して住んでいる地域で子どもを生み育てられるよう、地域医療機関においても産婦人科医及び助産師の確保・資質向上、ハイリスク妊婦及び新生児に対応できる高度専門的な周産期医療の充実を図ること。特に、地方部の出産受入れ医療機関については、各市町において小児・産科医などの医師確保は困難であり、県として地方の医療機関への派遣支援や分娩を取り扱う診療所への財政支援を強化するなど、より踏み込んだ支援策を講じること。

③ 看護師確保対策

看護師の不足及び地域偏在を解消するために、卒後臨床研修制度による指導体制整備、短時間勤務導入及び院内保育等の就労環境整備等への支援を行うほか、処遇改善による看護師の離職防止・定着促進を図るとともに、ナースセンター事業や復職支援による潜在看護師を活用するため、復職相談体制の充実を

図ること。あわせて、医療ＤＸの進展に対応できる情報リテラシー研修や、特定行為研修の受講支援を強化し、看護師の専門性を高め、活躍の場を広げる取組を推進すること。

④ 歯科技工士の養成・確保策

県内に養成学校がなく、県内の歯科技工士の高齢化が進んでおり今後急速に歯科技工士がいなくなると見込まれる中、県内養成学校の誘致や県外進学者への新たな奨学金制度の創設等、歯科技工士の養成・確保に向けた具体的な対策を早急に講じること。

⑤ マルチモビディティ患者に対応できるリハビリ専門職の育成確保と処遇改善

近年、高齢者に脳卒中や心疾患、高血圧など複数の疾患を同時に抱える患者が増加しているため、内部疾病患者に対応した疾病別リハビリ専門職を確保すること。また、急性期、回復期、維持期におけるマルチモビディティ患者に対応できるリハビリ専門職（ＰＴ）を育成する研修制度を充実すること。また、確実な賃上げによる人材確保が出来るよう国に要望すること。

⑥ 慢性疾患・多疾患併存患者に対する「切れ目のない地域リハビリ体制」の構築

心不全等の内部障害や多疾患併存患者の再入院防止と生活機能維持を図るため、保健医療部が主管となり部局横断で、急性期から在宅まで切れ目なくつなぐ地域連携体制を構築すること。その際、既存の地域医療情報ネットワークも活用しつつ、再入院リスクやバイタル情報、リハビリの実施状況を病院・かかりつけ医・訪問看護・介護事業所等が相互に共有し、増悪の兆候を早期に把握できる仕組みを整えること。あわせて、県立病院をはじめとする基幹医療機関を核に、市町・医師会等と連携したパイロット事業を早期に実施すること。

⑦ 総合事業、生活支援体制整備事業への理学療法士の参画

虚弱高齢者には総合事業や生活支援体制整備のサービスが提供されているが、虚弱な状態を改善する「心身機能向上」「自立支援」といった積極的アプローチの強化が必要なことから、総合事業、生活支援体制事業への理学療法士の参画を市町に積極的に促すこと。

⑧ 在宅医療における訪問リハビリテーション提供体制の強化

退院直後の「リハビリ空白期間」による生活機能の低下と再入院を防ぐため、医療計画において訪問リハビリテーションの確保を明確に位置づけ、病院と在宅の理学療法士等が退院前から情報を共有し、速やかに訪問リハビリにつなぐ仕組みを整えること。あわせて、提供体制が手薄な地域での訪問リハビリ事業所の開設やサテライト設置に対し、県独自の補助制度を創設すること。

（３）がん対策の推進

① がんの早期発見対策の強化

全国平均を大きく下回る本県の各部位のがん検診受診率について、性別や県内各地の地域性等を考慮した実効性の高い対策を行い、受診率を向上させ全国平均値を早急に超えることができるよう予防の取組を強化すること。また、民間企業との連携を推進し、職場での検診促進や啓発活動を強化するとともに、受診しやすい環境整備や広報活動の充実を図ること。

② 女性特有のがん対策の推進

乳がん及び子宮頸がん検診の無料化を継続するよう、引き続き国に求めること。また、ＨＰＶワクチンの接種拡大に向けた広報に取り組むこと。

③ 乳がんの検診体制の充実

乳がんの早期発見・早期治療に向け、県内における受診環境の整備と検診の「質と精度」の向上を総合的に推進すること。マンモグラフィーの痛みの懸念に対する正確な情報発信を行うとともに、市町への超音波検査の導入や受診しやすい体制整備が進むよう支援を行うこと。併せて、読影医・専門医の育成や女性技師・超音波検査専門スタッフ等の配置・養成支援に取り組むこと。

④リンパ浮腫関連施策の実施

県の「がん対策推進計画」にリンパ浮腫に関する記載を明確化するとともに、改定までの間も早期治療につながるシームレスな医療支援体制の構築や実態調査を行うこと。

最重点要望事項

⑤ ひょうごがん患者アピアランスサポート事業の対象拡大

医療用ウイッグ（かつら）、乳房補正具の購入費用の一部助成する兵庫県「がん患者アピアランスサポート事業」を市町と協働で実施しているが、がん患者の就労等社会参加をより促進するためにも、所得制限を撤廃し、対象を拡大すること。

⑥ 高齢者における RS ウイルス感染症対策

RS ウイルスは乳幼児だけでなく、高齢者においても重症化や死亡リスクが高い感染症であるが迅速検査では見逃される症例も多く、施設内感染の要因となっているため、高齢者 RS ウイルス感染症に対する認識の向上と啓発、ならびに早期診断に向けた検査体制の充実と対策の強化を図ること。

⑦ がん教育の強化

学齢期に応じたがん教育の機会を確保すること。また、成人に対するがん教育についてもより一層、有効な機会や手法を検討し、実施すること

（４）疾病対策の推進

① 慢性腎臓病対策の強化

要再診者の受診を促進し、重症化ハイリスク者対策や保健指導を充実させること。また、献腎移植の意思を無駄にすることなく、移植を待ち望んでいる患者につなげるシステムを構築すること。

② 性感染症対策の推進

性感染症予防に対する学校教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。

③ 鍼灸治療の効果検証

鍼灸治療は多くの県民が治療しているため、治療の効果について調査・研究を行うことを国に要望すること。

④ 脳脊髄液減少症の治療体制の強化と患者支援の推進

脳脊髄液減少症について、専門的な診療を担う医師の確保・育成を図るとともに、教育現場・医療機関・福祉機関への周知啓発を強化し、早期発見・適切な治療につなげること。また、関係機関と連携した相談支援体制の充実や、子どもの患者への支援策を推進すること。

また、年一回、県・日本脳脊髄液漏出症学会・患者の会などで行われている今年 17 回目「脳脊髄液減少症懇談会」の関係者を拡充し充実を図ること。

⑤ アルコール関連問題の対策強化

アルコール依存や過剰な飲酒と健康障害や関連問題について、飲酒に伴うリスクの普及啓発や、飲酒問題を抱える本人や家族が、早期に相談や適切な治療等に結びつくよう、自助グループへの支援とともに、兵庫県断酒会と連携し対策を強化すること。

⑥ 帯状疱疹ワクチン接種費補助事業の拡充

国の定期接種化では対象年齢が 65 歳に限定されているが、発症リスクの高い 50 歳以上へ拡大するよう国に求めること。

（５）難病対策の推進

難病患者等も障がい児（者）の範囲に加えられたことから、市町において、難病相談･支援センター等と連携した難病患者等に対する漏れのない障害福祉サービスが､難病患者や団体に対して格差なく提供されるよう支援するとともに制度の周知を徹底すること。

２　介護・福祉の充実

（１） 認知症対策の推進

① 認知症対策の大幅な強化

認知症の早期発見に向け、認知症検査受診を促進するための認知症診断助成制度や、認知症患者やその家族の支援策として、賠償責任保険やＧＰＳかけつけサービス等を、「認知症対策ひょうごモデル」として県が主導し市町とも連携して全県に展開すること。更に、高齢者が認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする効果的な予防手法についての調査・研究を行い、予防事業の充実を図り、認知症対策の大幅な強化を図ること。

② 普及啓発・本人発信の支援

キャラバンメイト養成の強化、市町と連携した養成講座の開催の更なる推進に取り組み、より多くの認知症サポーターを養成するとともに、ひょうご認知症サポート店（事業所）を増やす取組を強化すること。

（２） 健康増進の充実

① 健康寿命の延伸

健康づくり、フレイル予防（栄養・運動・社会参加）に積極的に取り組む高齢者等の増加を目指し、働き盛り世代からの健康づくりとしての健康診断や保健指導の受診促進、効果的な運動プログラムの実施、介護予防対策、重度化予防等を一層充実し推進すること。

② 口腔ケアの普及促進

乳幼児から高齢者まで、生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため 8020 運動に引き続き取り組むこと。

（３） 医療と介護の情報共有

「ｈ-Ａｎｓｈｉｎ(阪神)むこねっと」等患者情報共有システムを地域包括支援システムで利用できるよう、介護関係機関での活用を支援すること。またデータヘルスの展開、地域における要支援者の把握、医療と介護間での情報共有等、効果的な支援体制の構築を進める上で、個人情報保護法を踏まえ、関係者による適切な情報の共有が可能となるよう、体制整備を進めること。

３　子育て支援の強化

（１）妊娠・出産・産後の切れ目ない支援の充実

① 地域包括型産後ケア体制の整備

「訪問」「デイサービス」「ショートステイ」などの産後ケアサービスを助産師や産後ドゥーラ等が一体的に提供する体制の整備を求める。

また、産後ケア事業実施機関が集合契約による参加となり、契約金額の統一が図られたが、実態把握に努め、持続可能な運営となるよう契約金額の引き上げを行うこと。

② 低出生体重児と保護者への支援

当事者や関係団体からヒアリングをし、低出生体重児等と保護者への支援を推進すること。

③ 母乳バンクおよびドナーミルクの利用普及

極低出生体重児の命と健康を守るため、県立病院や医師会等と連携したドナー登録施設の拡充と、母子手帳交付時等における周知啓発を推進し、母乳バンクおよびドナーミルクの利用普及を図ること。

４　動物愛護の機能強化

（１）適正飼育に向けた環境整備

地域猫の適正飼育に向けた取組を市町と連携して行うこと。また、動物愛護センターなどでの譲渡会の充実を図り殺処分数０を目指すこと。

（２）動物虐待防止

動物虐待ゼロを目指し、解剖検査や DNA 検査の費用を確保して警察による事件化を確実に進めること。また、動物愛護センター・警察・獣医師会などが速やかに情報を共有し、一体となって対応する体制を強化すること。

５　保健医療部その他要望事項

(1) 災害時薬事コーディネーターの養成の推進
(2) 大規模広域災害時における透析患者の医療体制の整備
(3) 放射線技師の被爆対策を充実するよう病院へ指導を強化
(4) 医師のタスクシフト・シェアの推進に伴い、放射線技師への静脈注射等の訓練を充実すること

(5) 健康維持・増進に寄与している、あんま・はり・きゅう及び柔道整復を県民に周知し、そのための支援を拡充・強化すること。また「健康づくり研修会支援事業」等、企業と連携した研修会等へのあんま・はり・きゅう師と柔道整復師の派遣を積極的に推進すること

(6) 新長田合同庁舎と、新長田キャンパスプラザを核に、周辺地域や商店街等の活性化に向けた効果がより発揮されるよう、地元や神戸市と連携した活性化施策を実施し、その効果検証をしながら活性化施策の実効性の向上に取り組むこと。（再掲）

Ⅶ 産業労働部

１ 多様な人材が活躍できる社会づくり

（１）多様な人材が活躍できる職業能力開発の推進

若者、女性、元気なシニア層等が、人手不足が深刻な業種等への就業に必要なスキルや専門性を習得できる公共職業訓練を、専修学校等の民間教育機関等を積極的に活用して充実させ、時代の変化・要請にマッチした教育プログラムの充実を図り、能力開発の推進を図ること。

（２）元気な高齢者への就業支援

高齢者の豊富な知識や経験を活かせる在宅ワークや、生成ＡＩをはじめとする先端技術を活用した多様な就業機会を創出すること。また、多様化する就労ニーズやリスキリングの成果に応じたマッチング機能を強化すること。特に、深刻な人手不足に直面する地域医療・介護、物流・公共交通などの重点分野における雇用促進に向け、官民が連携して強力に努めること。

（３）外国人労働者の適正な就労環境等の整備

① 外国人材の県内就労促進

ひょうごグローバル人材活躍企業認定事業や外国人雇用 HYOGO サポートデスク事業、外国人留学生に向けた県内企業魅力発信事業等を更に充実させ、外国人材の県内就労を促進すること。

② 外国人材の受け入れ環境・支援体制整備

外国人労働者が兵庫県で安心して働き、生活できる環境の整備を進めるため、行政主導で日本語教室の整備や、買い物、病院など日常生活に対する支援体制の整備、充実に努めるとともに、民間や各団体へ支援を呼びかけ、社会全体で

も支援可能な体制の構築を目指すこと。

（４）ものづくり産業を支えるデジタル人材の育成

飛躍的な労働生産性の向上に不可欠なAI人材育成のため、産学官の連携を推進するとともに、AIやICT関連の職業訓練を実施する事業主への助成金の拡充、在職者訓練の充実などに取り組むこと。

２　働き方改革の推進

（１）ワークライフバランス等の推進

若者の県内定着や子育て世代の就業継続を促進し、県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、育児・介護との両立支援、柔軟な働き方の導入等を促進するとともに、これらの取組を積極的に行う企業への支援を強化すること。

（２）職人育成のためのマイスター制度の創設

職人を目指す若者が目標を持って技能の向上に取り組み、モチベーションの向上につながるよう、技能や実績を公的に認定・評価する兵庫県版マイスター制度等を創設し、職人の後継者確保や人材育成を推進するとともに、国に対してもマイスター制度の創設を働きかけること。

３　女性が輝く社会づくり

（１）女性の再就職支援

出産や育児等で離職し、再就職を希望する女性を支援するため、受入企業に対する助成金事業の周知・拡充や相談窓口の充実を図るとともに、再就職・就業継続に向けたセミナーや相談支援、女性デジタル人材の育成、起業・第二創業を目指す女性への支援を推進すること。

（２）女性活躍の更なる推進

① 企業における女性活躍の更なる推進

女性活躍推進法に基づく法定事業主行動計画の実施について県が率先して取り組むとともに、民間企業における女性の積極採用・登用・評価やキャリア形成を促進し、企業における女性活躍の取組を実効性あるものとすること。

②「ミモザ企業認定制度」の実効性の向上

「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」について、認定企業の拡大と制度の認知度向上を図るとともに、認定企業に対するインセンティブを一層充実させ、企業が積極的に認定を目指し、女性活躍に向けた取組を継続・強化する環境を整備すること。また、認定企業の取組や魅力を学生・求職者に積極的に発信し、就職先として選ばれる企業を増やすことで、「認定」から「企業の取組の充実」、さらに「学生・求職者から選ばれる企業」へとつながる好循環を創出すること。

③男女共同参画社会の実現

女性が安心して働き続けられる環境を整備するため、多様な働き方の導入や職場環境の改善を促進するとともに、男性の育児休業取得を一層推進するなど、仕事と家庭を両立しやすい環境を総合的に整備し、男女がともに活躍できる社会の実現を図ること。

４　若者の活躍を促す環境づくり

（１）若者雇用対策の推進

① 県内就職者の奨学金返済支援事業の拡充

奨学金返還支援について、対象となる業種や企業の枠の拡大、支援期間の延長、企業負担の見直しなどを行うことにより、若者の経済的負担を軽減するとともに、地元への定着及び県内企業への就職を促進すること。

② ＡＩ、ＩｏＴ、プログラミング等のＩＴスキルの習得支援

実践的なＩＴスキルを習得した人材を重点的に育成する取組を強化すること。特に中小企業の生産性を飛躍的に向上させる AI 人材育成に重点的に取り組むこと。

③ 高校生をはじめとする若者の就労支援の強化

高校生の県内就職及び職場への定着を促進するため、学校、ハローワーク、地域若者サポートステーション、県内企業等との連携を強化するとともに、キャリア教育や地元企業との交流、インターンシップ等の就業体験を充実させること。また、社会人として必要な知識・技能や職業観を身に付け、適切な職業選択につなげるための支援を強化するとともに、高校生と県内企業とのマッチング機会の充実を図ること。

（１）若者の起業・スタートアップ支援

① 起業家教育の充実

起業家精神の醸成を図るため、起業家との出会い作り、起業体験や実学重視

の教育といった「起業家教育」を充実させること。また各市町が行っている起業家育成に関する先進的な取組について、積極的かつ有機的に連携し、若者が起業を身近な選択肢として捉えられる環境を整備すること。

② 起業スタートアップのトータル支援

起業から事業拡大まで切れ目のない支援を行うため、事業計画を重視した資金調達環境の整備や、金融機関、大学、企業、支援機関等が連携した伴走型支援を充実させること。また、行政の信用力を活用した販路開拓や、行政課題・地域課題の解決に向けた実証実験・業務発注等を通じて、スタートアップの事業機会を創出するとともに、県の支援施策を必要とする起業家に確実に届くよう、情報発信を強化すること。

③ 兵庫経済を牽引する高成長スタートアップの育成

個人事業や店舗開業等への支援に加え、将来的に全国・世界で事業を展開し、兵庫経済を牽引する高成長スタートアップを発掘・育成するため、資金調達、専門人材の確保、販路開拓、既存企業との連携等、成長段階に応じた集中的な支援を行うこと。

④ 「ものづくりスタートアップ支援プログラム」による兵庫発の成長企業の創出

兵庫県の強みであるものづくり産業の集積を生かし、県内企業、大学・研究機関等とスタートアップとの連携を促進するとともに、先端技術等を活用した「ものづくりスタートアップ支援プログラム」について、技術開発から事業化、販路開拓まで一貫して支援すること。

⑤ 大学との連携による県内企業への就職促進

大学と連携した県内企業のインターンシップや交流の場を支援し、学生の県内就職を促進すること。

５　視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進

視覚障がい者の職場適応訓練の実施について、県内で視覚障がい者が職業訓練受講できる体制を整備し雇用・就業・定着を推進すること。

６　観光立県の推進

（１）インバウンド対策の強化

① 訪日外国人観光客等の受入れ体制の強化

兵庫五国の多様な自然、文化、食等を「日本の縮図」として発信し、大阪・京都との差別化を図るとともに、フィールドパビリオンをはじめとする体験型コンテンツを充実させること。また、多言語対応、キャッシュレス化、食の多様性への対応、二次交通等の移動環境を整備し、外国人観光客が安心・快適に旅行できる受入環境を強化すること。さらに、県立観光施設やフィールドパビリオン等に外国人材を積極的に活用し、外国人の視点を取り入れた案内やサービスの充実を図ること。

② 神戸空港国際化を契機としたインバウンド観光戦略の強化

2030 年の神戸空港国際化を兵庫県観光の飛躍の好機と捉え、海外のターゲット市場を明確にした戦略的なプロモーションを展開すること。

③ 神戸空港を起点とした県内周遊・滞在の促進

神戸空港から県内各地域へのアクセスや二次交通の充実を図るとともに、神戸・阪神、淡路、播磨、丹波、但馬等の多様な観光資源をつなぐ広域周遊ルートを造成し、インバウンド客の県内宿泊・滞在時間の拡大につなげること。

④ インバウンド向け観光商品の販売力の抜本的強化

造成した観光コンテンツや周遊ルートを実際の来県・宿泊につなげるため、海外市場の動向や旅行者のニーズを的確に捉えるマーケティング力を強化し、ターゲット市場ごとに最も効果的な OTA、海外旅行会社、航空会社等の販売チャネルを選定・開拓するとともに、県内観光事業者の販売力向上を支援するなど、マーケティングから販売まで一貫した取組を強化すること。

（２）観光資源開発の推進

① 六甲山地域の活性化の推進

有馬温泉を含めた六甲山地域をアーバンリゾートとして位置付け、民間のアイディアやビジネスモデルを積極的に活用し、六甲山の豊かな自然や景観を生かした多様なアクティビティや観光コンテンツの充実を図ること。また、神戸市と連携してその魅力を国内外に発信し、神戸を代表する観光エリアとしてさらなる誘客を図るなど、六甲山地域の活性化を推進すること。

② 「温泉」を生かした観光振興策の充実

有馬温泉、城崎温泉、湯村温泉、洲本温泉など、本県の主要な観光資源であ

る「温泉」を生かした観光振興を一層推進するため、各地域の観光協会等との連携を強化し、温泉地の魅力向上や観光コンテンツの充実、さらなる誘客に取り組むこと。

③ 全国初の条例に基づく、さらなるユニバーサルツーリズムの促進

全国初となる「ユニバーサルツーリズム推進条例」に基づき、ユニバーサルツーリズムの推進をさらに強化し、高齢者・障がい者など誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境を強力に整備すること。特に県としてさらなる普及が必要な移動円滑化のためのＵＤタクシーの導入支援措置を早期に講じること。また、こうした取組を兵庫県の観光の強み・魅力として積極的に国内外へ発信し、ユニバーサルツーリズムを観光誘客のアピールポイントとして活用することで、幅広い旅行者の誘客と観光振興につなげること。

④ 近隣府県と連携した取組

徳島阿波おどり空港、岡山空港、鳥取空港など近隣府県の空港を活用した新たな誘客ルートの開拓を進めるとともに、瀬戸内海の観光資源や山陰海岸ジオパークをはじめとする日本海沿岸の観光資源を結ぶ広域観光ルートの造成を推進すること。また、丹波地域についても京都府等と連携した広域的な観光振興を強化するなど、近隣府県等との連携による観光誘客を積極的に推進すること。

⑤ 兵庫県の観光振興推進体制

観光振興における県やひょうご観光本部、せとうちＤＭＯなど広域観光振興組織、各市町等の多様な主体の役割分担を明確にして、着地コンテンツ開発や広告プロモーション、旅行商品化に対して、効率的、効果的に取り組める体制を整えること。

⑥ 酷暑を含めた閑散期対策について

人流データなどを分析・活用し、酷暑が続く夏季や梅雨期などの閑散期の誘客数の減少を正確に捉え、温泉地をはじめとした観光地が自主的に取り組む対策への伴奏支援や観光需要の創出を進めること。

7　中小企業の振興

（１） 物価高騰等への支援

最重点要望事項

原材料・エネルギー価格等の高騰が続く中、中小企業が安定した経営を継続できるよう、資金繰り支援や価格転嫁の促進を強化するとともに、省エネ・省力化、DX、設備投資、新商品開発、販路開拓等による生産性・収益力の向上を支援すること。また、原材料調達先の多角化など経営構造の転換を促進し、物価

高騰に左右されにくい持続的な経営基盤の構築を支援すること。

（２） 開発から販路開拓までの一貫支援

中小企業の優れた技術・アイデアを製品化し、国内外の市場を開拓できるよう、工業技術センターや大学等と連携した研究開発・新分野進出から、事業化、販路開拓までを一貫して支援すること。また、企業間連携や専門人材等を活用した伴走型支援を強化し、確実な市場獲得につなげること。

（３） 商店街の活性化推進

① 商店街の面的な再生と空き店舗の活用促進

商店街を地域の魅力や価値を生み出す場として再生するため、商店街、地権者、民間事業者等が連携したエリアマネジメントを推進するとともに、空き店舗のリノベーションや新規出店、地域に必要な業種の誘致を支援すること。

② 新たな担い手と交流人口の創出

若者・女性・起業家等の新たな担い手の参画を促進するとともに、地域の食・文化・観光資源を活用した商品開発やイベント、デジタルを活用した情報発信等を支援し、観光客やインバウンドを含む新たな人の流れを商店街に呼び込むこと。

（４） 経営支援の充実・強化

①「稼ぐ力」の強化に向けた中小企業支援の充実

「稼ぐ力の強化に向けた設備投資支援事業」や「経営構造改革支援事業」について、経営革新、生産性向上、売上・収益力向上、賃上げ等への効果を精緻に検証し、その結果を踏まえ、補助対象や支援額等を含め、より効果的な制度へブラッシュアップすること。また、業種や企業規模によって異なる経営課題や多様なニーズに対応できるよう、柔軟なオーダーメード型の支援メニューを充実させること。

② 中小企業関係施策の周知・利用促進の強化

国・県・市町がそれぞれ実施する中小企業支援策について、事業者が必要な支援を容易に把握・活用できるよう、ワンストップでの情報発信や「見える化」を一層推進するとともに、商工会・商工会議所等と連携したきめ細かな周知を強化すること。また、未加入の中小・小規模事業者にも支援策が確実に届くよう、組織への加入促進と併せてアウトリーチ型の情報提供を推進すること。

③ 金利上昇局面における金融支援の強化

金利上昇による中小企業の資金調達・返済負担を抑えるため、低利・固定金利での資金供給や借換え・条件変更等を柔軟に行うとともに、信用保証協会や

金融機関、商工会・商工会議所等と連携し、経営改善まで含めた伴走型の資金繰り支援を強化すること。

④ 経営指導員・経営支援員の設置

伴走支援の充実を図るため、経営指導員などの設置定数について、県の重要施策であるＳＤＧｓや女性活躍に関する目標の達成度合や商工会議所・商工会の意見を踏まえて増員すること。また、人件費補助単価においても県の給与水準と連動させる仕組みを構築すること。それらに必要とする財源については、国に強く要望すること。

⑤ 皮革排水処理経費に対する財政支援等

皮革排水処理が、河川周辺の住環境のみならず、瀬戸内海全体の環境保全に大きく寄与していることを踏まえ、県の皮革排水特別対策費補助金の増額や、新たな支援制度の創設等による市町の財政負担の軽減、皮革産業全体に対する総合的な振興施策の実施について検討するとともに、国へ要望すること。

８　未来を拓く基盤づくり

（１）県内産業の就労構造の転換支援

生産年齢人口の減少に加え、AI・デジタル化の進展によりホワイトカラー職種の業務構造が変化する一方、建設、製造、農業、介護等の現場・技能職では人手不足が深刻化していることから、「人手不足問題対策会議」を中心に、こうした産業構造・就業構造の変化を的確に捉え、各分野の課題に応じた人材確保・育成や職種転換を促進するとともに、現場・技能職の魅力向上と処遇改善等を進め、県内産業の持続的な就労構造への転換を図ること。

（２）兵庫の強みを生かした産業力強化の取組

① 兵庫県産業立地推進本部を核とした企業立地の促進

「兵庫県産業立地推進本部」を核として、企業ニーズに応じた土地のマッチングや立地支援を総合的にコーディネートし、企業の立地ニーズを的確かつ迅速に捉え、適地の確保・提案から立地決定までスピード感を持って取り組み、本県への企業立地を強力に推進すること。

② 地場産業の振興

県内各地の地場産業が持続的に発展できるよう条例制定し、産地ごとの特性や課題に応じたきめ細かな支援を行うとともに、ブランド力の向上やデジタル技術の活用、国内外への販路開拓を促進すること。また、原材料・人件費等の高騰や後継者・人材不足への対応を支援し、産地の競争力強化を図ること。

③ 「空飛ぶクルマ」の早期実装に向けた事業化の進展

空飛ぶクルマの早期実装に向けて、県が中心となって民間事業者や市町等との連携を促進し、県内外の関係地域・事業者をつなぐネットワークを形成した具体的な事業化を着実に進めること。

（３）研究機関の機能強化

工業技術センターが、中小企業の技術革新を力強く牽引できるよう機能強化と利便性向上を図ること。特にＤＸやＧＸへの対応に向け、最新鋭機器の導入や設備更新を推進すること。あわせて、手続きのデジタル化やワンストップ窓口の拡充により、変化の激しい情勢下にある県内中小企業がより迅速かつ容易に活用できる体制を構築すること。

（４）県産日本酒のブランド化および産業・観光一元的な支援強化

清酒・酒米「山田錦」の生産量日本一や日本遺産といった誇るべき酒造り文化を基盤に、他府県の先進的な取り組みに対抗できる強力な産業・観光支援を展開すること。県産日本酒のブランド化や海外輸出支援を強化するとともに、酒蔵見学や食と融合した高付加価値な体験を創出すること。これにより、急増するインバウンドを呼び込む誘客施策を、産業・観光の両面から一元的に推進すること。

（５）アジアンパークの開設実現に向けた支援

兵庫県韓国商工会議所が開設を目指す「アジアンパーク」について、地域社会の活性化や観光産業をはじめとする地域経済の発展のみならず、アジアンコミュニティの活性化や多文化共生のまちづくりの充実に資する極めて有意義な取り組みであることに鑑み、その実現に向けた積極的な支援を行うこと。

９　産業労働部その他要望事項

(1) 尼崎21世紀の森と尼崎運河を連携させ、観光の拠点化を図るための総合政策の推進

(2) 皮革産業振興において、製品のブランド化の推進など新たな支援制度等による市町への財政支援

Ⅷ 農林水産部

１ 農林水産業の振興

（１）農林水産技術の開発・普及の推進

ＡＩやＩｏＴ、ドローンといった先端技術の導入によるスマート農業の推進や経営力強化につながる生産性向上、ブランド力強化につながる品質向上技術の開発、地球温暖化に対応する新品種開発に向けた官民共同研究を継続すること。さらに、地域農家が容易にアクセスできる技術支援プラットフォームを構築し、技術普及を加速させること。

（２）農業生産基盤の整備・保全

① 農業農村整備予算の所要額とその執行体制の強化

国の農業農村整備予算および県予算における所要額を確保するとともに、その予算の円滑な事業執行のために土地改良事務所・センターの体制強化や県技術職員の確保・育成を図ること。

② 基幹的農業水利施設の補修・更新整備の推進

基幹的農業水利施設の補修・更新整備に対する全額公費負担や施設の維持管理費に対する補助拡充等を国へ働きかけるとともに県独自策を創設すること。

（３）環境創造型農業の推進

① 有機農業の推進

ＳＤＧｓや国のみどり食料システム戦略を踏まえ肥料利用低減や有機農業転換の推進など環境創造型農業・有機農業の取組拡大を推進すること。

② 有機農産物の消費拡大に向けた流通網などの構築

外部有識者等による検討会の意見なども踏まえ、学校給食などへの食材提供など有機農産物の流通・販売等の体制構築を図ること。

③ 耕畜連携の推進

輸入飼料や肥料への依存度を下げ、家畜堆肥の利用を推進するための設備・機械の導入を推進し、飼料・肥料の使用低減を推進する生産者を支援すること。また、地域内資源の循環利用を促進するため、堆肥の品質向上技術の導入を推進すること。

（４）担い手対策

① 多様な担い手の活躍

地域農業の担い手の法人化を進め、認定農業者を地域計画の中核経営体として育成するとともに、女性、若者、障がい者など多様な担い手の活躍を促進するため就農資金支援、研修や就農相談セミナー等の支援を図ること。さらに、農業法人が就農後も安定して経営できるためのフォローアップ体制を強化すること。

② 農業施設貸与事業の充実

生産性向上や省力化に寄与する環境制御型ハウス等において、アパート方式などで新規就農者の負担軽減を図るなど制度の更なる充実を図ること。さらに、地域コミュニティを活かした共同出荷や直売所の運営支援を充実させること。

③ 小規模農家への支援

小規模農家同士のグループを「新たな担い手」として位置づけ、機械導入経費への支援と希望される機械種別を拡大すること。また、作業受託のさらなる充実を目的とした事業者支援や、生産コスト上昇分を農産物販売価格に転嫁することへの理解醸成を図ること。

（５）共同利用施設の整備促進について

① JA 共同利用施設の再編・整備への支援強化

老朽化が進むカントリーエレベーター等の共同利用施設について、県内産地の維持・農業構造転換に向けた再編・集約・合理化が円滑に進むよう、国の「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」の活用に向けた伴走支援を行うとともに、最大補助率（3 分の 2）の適用に必要な県・市町随伴支援分（事業費の 8.3%相当）を含めた所要予算を確実に確保すること。

② 優良種子の安定生産に向けた推進体制の構築

種子センターの老朽化や生産者の高齢化に対応し、本県水稲オリジナル品種をはじめとする優良種子の安定供給体制を維持・強化するため、県主導による関係機関を集めた課題共有および具体的解決策を議論する検討の場を早急に設置すること。

（６）畜産の振興

① 畜産振興の総合的な推進

畜産物のブランド力や競争力を強化し、首都圏・海外へのＰＲ活動の拡大、新たなブランド開発、技術開発の推進、後継者の育成などの畜産の振興に一層取り組むこと。

② 但馬牛の増頭に向けた取組の強化

需要に見合った但馬牛の供給を行うため、但馬牛の増産体制を強化するとともに、食肉処理製造技術者の育成を図る食肉学校を整備すること。また、県有環境林や空き施設の活用など、市町と連携し、増産に必要な農場の確保を支援するとともに、アパート方式牛舎の更なる整備を推進すること。

③ 但馬牛の遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止

但馬の畜産農家が家畜改良により 150 年以上守り育ててきた大切な遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止措置を更に強化するとともに、関係機関と連携し取締りを強化すること。

（７）酪農の産業競争力強化

生産者、農協、食品企業等とクラスター協議会によるプラント等の設備整備支援や、収益力向上に取り組む地域ぐるみの体制の構築、特徴ある飼料を活かしたブランド化、効率的な酪農経営のための協業化や法人化、民間企業参入による農場の規模拡大、労働環境改善による新たな担い手確保を推進すること。

（８）林業の振興と森林環境保全の推進

① ＣＬＴ（直交集成板）などの普及

ＣＬＴ（直交集成板）など新たな木質材料工法を普及させるために、技術面や人材育成等の課題解決に取り組むとともに、県内の公共施設や民間建築物における県産木材利用等への支援策を促進すること。

② 発電設備導入の支援

企業や市町等が取り組む、県内の未利用間伐材や林地残材による木質チップ製造や木質バイオマスを活用した発電設備導入を支援し、再生可能エネルギーの普及・拡大に努めるとともに、資源循環型林業の構築を加速させること。

③ 森林環境保全整備の推進

間伐面積の確保や森林の有する多面的機能発揮のための森林整備に必要な予算確保を国に求めること。あわせて、国庫補助対象とならない場合における県独自の補助制度を継続すること。

④ 集落支援と豊かな森づくり対策の継続実施

野生鳥獣が奥山で生息できるよう、森林動物研究センターや農林振興事務所による支援や民間専門家派遣、バッファーゾーン・防護柵の設置等の集落支援とともに、奥山の人工林を広葉樹林に転換して野生動物の生息環境の改善に取り組む豊かな森づくり対策を継続すること。

⑤ ＩＣＴ技術を活用したＪクレジットの展開拡大

ＩＣＴ技術を活用してＪクレジットの展開拡大を図るため、技術者の育成や

モデル地区での実践、ＩＣＴ機器等導入を更に支援していくこと。

⑥ 分収造林事業終了後の持続可能な森林管理への支援

分収造林事業の債務整理を踏まえ、今後本格化する分収造林契約の解約及び新たな森林管理スキームへの円滑な移行を着実に進めること。

特に、森林経営計画制度や森林経営管理制度を活用し、市町や森林所有者、林業事業体等と連携した持続可能な森林管理体制を構築するとともに、針広混交林化など災害に強く管理コストにも配慮した森林への転換を進めること。

また、新たな森林管理の実施主体となる市町の負担増が見込まれることから、県として必要な財源措置を講じるとともに、森林・林業に精通した専門人材の派遣や技術的支援を充実すること。

（９）水産の振興

① 県産水産物の消費拡大

首都圏へのプロモーションや、量販店等での対面販売、漁港での直販活動により、漁業の収益性向上を図るとともに、学校給食等への食材提供など県産水産物の生産・消費拡大を促進すること。

② 栄養塩類増加措置の更なる推進

豊かな海の実現に向けて、大阪湾流総計画の計画処理水質（全窒素 20mg/l 等）の上限に近い濃度での下水道処理水の放流や増加措置実施者の追加など陸域からの栄養塩類供給増加措置を実施すること。

③ 大阪湾奥部の流況改善等の推進

大阪湾奥部で滞留している豊富な栄養塩類が湾全体にいきわたるよう、播磨灘から大阪湾の流況をシミュレーションし、流況改善や排水の沖合放流、護岸・防波堤の改良などの施策を関係府県と連携して推進すること。

④ 漁業者の育成

経営感覚に優れた漁業者の確保を図るため、研修制度の充実や漁船の貸与など、漁業者の育成に努めること。特に、県が行う漁業施設貸与事業の拡充を図るとともに、漁船リース事業や機器導入事業の拡充を国に強く要望すること。

⑤ 水産技術センター等の研究体制の充実

県立水産技術センター（明石市）等における高水温耐性等の海苔の品種開発、下水処理場における栄養塩類増加運転や施肥等の効果調査、海域環境のモニタリング、新たな養殖の可能性など、研究員や予算を確保・拡大し、調査・研究体制の充実を図ること。

（１０）農林水産物の輸出促進

品目別･国別の農林水産物等の輸出戦略により、神戸ビーフ・淡路島玉ねぎ・

丹波黒大豆・朝倉さんしょ・コウノトリ育むお米など、兵庫の食文化･食産業のグローバル展開を加速させ、輸出エリアや輸出量の拡大を図ること。

（１１）「県産県消」の推進

① 県産農林水産物の県内消費の促進

「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の推進を図るとともに、学校給食に県産農水産品を積極活用できるよう市町への支援強化を図るなど、県産農林水産物の県内消費を促進すること。

②「ひょうご食品認証制度」を活用した県産農林水産物の消費喚起の取組強化

「ひょうご食品認証制度」について、安心ブランド、推奨ブランドといったブランドが県民に浸透しておらず、販促に結び付いていないことから、消費者への県産農林水産物の消費を喚起する取組を強化すること。

２　農林水産部その他要望事項

(1) 里山再生のため森林組合、森林所有者等が行う適切な施業や路網整備並びに伐採木の利活用の促進に向けた機械・設備整備への財政的な支援の拡充
(2) 針葉樹林の間伐と広葉樹林化の推進による里山再生の促進
(3) 淡路島で整備が遅れているほ場の整備、作物の収量増や品質向上に効果のある地下かんがいシステムの導入や暗渠排水の推進
(4) 土地改良法改正に伴う貸借対照表の導入などへの対応について土地改良区の運営支援を強化すること
(5) 緊急浚渫推進事業の事業対象に自治会や水利組合が管理する施設も対象とするよう市町への支援を検討するとともに、国へも事業債の要件緩和を求めていくこと
(6) 但馬地域のズワイガニ漁について、漁業者間とのさらなる調整を進め、整備済み養殖場の保護区域をはじめとする資源管理などをさらに進め、安定した漁獲・供給およびズワイガニ資源の維持回復への引き続きの取組を続けること
(7) 県内の小中学校等の給食に、県産水産物の提供を更に支援すること
(8) アユの餌となる苔への悪影響を防ぐため、揖保川上流部において作業道整備等を実施する際には、河川に土砂を流出させないよう事業者への指導を徹底すること
(9) 森林保全における課題に対応できるように、森林整備事業の補助対象樹種の拡大等を国に要望すること
(10) 赤穂市田端・上浜市地区、新田地区のほ場整備事業を円滑に推進すること

(11) 農業用水路の整備では、生態系に配慮した工法の採用を進めるとともに、「農都のまほろば水路」の取組を県内各市町に普及促進させるなど環境創造型農業の取組拡大を推進すること

(12) 24 時間操業する漁業者の安全航行と現場職員を支え、兵庫県が誇る 24 時間 365 日の優れた無線体制を維持・守り抜くため、県として必要な事業助成・予算を確実に維持・確保すること。

Ⅸ 環境部

１ 持続可能な環境の構築

（１） 多様な再生可能エネルギーの普及と地産地消の推進

大規模太陽光発電に偏らず、小水力発電やバイオマス発電、風力発電等の多様な再生可能エネルギーによる発電導入を積極的に進めるとともに、地域エネルギー会社の設立支援等によりエネルギーの地産地消を促進すること。

（２） 環境先導社会の実現に向けた取組

① 地球温暖化対策の強化

兵庫県地球温暖化推進計画に基づき、温室効果ガス削減目標を達成するため、カーボンフットプリントなどによる温室効果ガス「見える化」や県民のライフスタイルの転換を目指す「1.5℃ライフスタイルプロジェクト」などの取組を加速させること。

② 水素社会の実現に向けた強力な推進体制の構築

兵庫の強みを活かし、産官学の連携のもとで技術開発やインフラ整備、理解促進を進め、効率的で強靭な水素サプライチェーンの構築を強力に推進すること。

③ 生物多様性の保護

2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30 目標）に向けて市町と連携し、保護地域の拡張等のあらゆる取組を加速させ、生態系を保護・回復するための具体的なシステム開発を推進すること。

④ 食品ロス削減の推進

「食品ロス削減推進法」の趣旨に基づき、県の計画・目標を明確にして「県民運動」として積極的に取り組むこと。また、こども食堂や福祉団体などと連携したフードドライブ運動の支援を強化すること。

⑤ 海洋ごみ等対策の推進

県民へ「身近なごみの管理が海ごみ対策につながる」ことを広く意識啓発するとともに、マイクロプラスチックの原因となる廃プラスチック類の排出抑制・リサイクルの推進を図ること。また、海底に残されたタコエギ（プラスチック製の疑似餌）を海洋プラスチックゴミと位置付け、市町や漁業者と連携して回収、処理する仕組みに対して財政面も含め支援すること。

⑥ 効果的なリサイクルを活用したプラスチックごみ対策の推進

プラスチックごみ削減に向け、３Ｒ（リデュース、リサイクル、リユース）のさらなる徹底を図りつつ、ペットボトルの回収や「ボトルＴＯボトル」などのリサイクルの取組の強化、さらに、ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアムの展開などを通じ企業や市町などと連携した推進に努めること。

⑦ リサイクル建設資材の利用の推進

建設廃棄物より製造した再生砕石（リサイクル建設資材）の公共事業等による積極的な再利用を図ること。

⑧ 合併処理浄化槽への転換促進

公共浄化槽制度の活用などによる単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進、特に、県所有施設における転換を促進すること。

⑨ 廃食油の回収・資源化に向けた取組

家庭から排出される廃食油をＳＡＦ（持続可能な航空燃料）等の貴重な資源として活用するため、企業や市町と連携した回収ステーションの設置拡大や効率的な回収スキームの構築を支援するとともに、県民への周知・啓発を強化し、回収量の増加と全県的な回収体制の推進を図ること。

⑩　使用済み紙オムツの水平リサイクル推進と回収スキームの確立

高齢化の進展や子育て支援の強化に伴い排出量増加が見込まれる使用済み紙オムツについて、ごみの減量化と温室効果ガス削減を図るため、収集・回収から水平リサイクル（再資源化）、製品活用に至る持続可能なスキームの確立を推進すること。企業や市町、保育・介護福祉施設等と連携し、衛生的な個別・分別回収体制の構築や地域モデル事業の展開を強力に支援すること。

（３）鳥獣被害対策等の推進

① 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害地域の拡大を防止し、その被害の拡大を抑制するため、県有林や県管理河川に接する農地との境界に公費による防護柵を設置し、また、設置済みの防護柵・電気柵の維持管理、補修に要する費用を支援すること。

② アライグマ・ヌートリア対策

現時点で本県は市町が防除実施計画に基づき実施する捕獲・処分等に対し補

助金により支援しているが、市町と連携して効果的な被害対策を考えるとともに、対策を強化するために、補助金を増額すること。

③ 狩猟者の確保等

有害鳥獣の適正管理のため、県立総合射撃場との連携を強化し、引き続き狩猟者の養成・確保に努めること。

④ 豚熱対策の強化と安全・安心なジビエ活用の推進

捕獲従事者等への防疫対策に対する財政支援を拡充するとともに、県内で迅速かつ円滑にPCR検査を実施できる体制の整備及び検査費用への支援を行うこと。あわせて、捕獲個体の搬送・一時保管・処理加工を広域的に行う仕組みの構築や、冷凍車、保管施設、処理加工施設等の整備を促進し、食肉やペットフード等への利用を進めるなど、防疫対策とジビエの利活用を一体的に推進し、鳥獣被害対策と地域活性化の両立を図ること。

⑤　ツキノワグマ対策の強化

出没時の安全確保のため、市町の「緊急銃猟」の体制整備や訓練、捕獲者の確保を県が支援すること。あわせて、誘引物の除去や緩衝帯の整備、出没情報の迅速な発信により、人身被害ゼロを目指すこと。

（４）有害特定外来生物侵入防止対策の推進

有害特定外来生物に対して、侵入初期段階での早期防除や定着阻止に向けた対策を推進すること。特に、港湾施設関係機関や輸入貨物荷受企業等への情報提供、県民への注意喚起など、国や市町と連携・協力を図り、積極的な調査、防除対策に引き続き取り組むこと。

（５）ナガエツルノゲイトウ対策の推進

試験研究機関、専門家とも連携して、発生地域での駆除・拡散防止に向けた予算の確保や協力体制の構築など、特定外来生物対策本部による対策を加速させること。また、駆除方法や駆除後の処理方法（堆肥化など）など民間のノウハウや他府県の先進事例も積極的に取り入れた対策を推進すること。

（６）クビアカツヤカミキリ対策の推進

国の防除戦略を踏まえ、被害地域の縮小に向けた対策を強化すること。合わせて、早期発見・早期防除を徹底するため、県民からの通報制度を周知するとともに、被害木の伐採・防除に要する市町や所有者の費用を支援すること。

（７）県立自然公園の魅力発信

県立自然公園の魅力を国内外に発信し、利用を促進するためにバリアフリー

やアクセス改善など、誰もが安心して自然に親しめる環境整備すること。

２ 環境部その他要望事項

⑴　兵庫県鳥獣保護区等位置図を電子地図化や地図アプリ化により有効に活用すること。

Ⅹ 土木部

１　命を守るインフラ整備の推進

（１） 社会基盤インフラ整備の推進

① 密集市街地における防災対策推進

防災上の課題のある密集市街地については、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」を活用し、地域住民の合意形成等を促す環境を市町とともに醸成し、老朽家屋の建替等による耐火性や耐震性の確保、通電火災の防止、避難・延焼防止及び消火救出活動に有効な公共施設や防災施設の整備、狭隘道路の解消を推進し、防災機能の向上と共に、住環境を改善し、安全性と暮らしやすさの両立を目指したまちづくりを進めること。

② 耐震化の推進

建築物の耐震化を加速させるとともに、大規模多数利用建築物については早期に耐震化を終了させること。また、事業活用が低調な中規模・小規模多数利用建築物についても引き続き実態を把握し、市町と連携し耐震化を進めること。

③ 県民生活を支えるインフラの維持管理、財源の確保

道路補修や除草などに係る県単独事業費の一層の拡充を図ること。

④ 日本海津波防災インフラ整備の推進

日本海津波防災インフラ整備については、日本海側で発生する地震に備えた津波に対応する「日本海津波防災インフラ計画」に基づき、関係市町の意見や要望等を踏まえ、必要な河川堤防の嵩上げ、防潮堤整備など実効性あるハード対策を推進し、今後も計画的かつ着実に津波対策を進めること。

⑤　高潮対策の推進

高潮、高波対策については、「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」に基づき、防潮堤等の嵩上げ、水門・排水機場の万全な整備を今後も計画的、効果的に進めること。

（２） 自然災害等への対策

① 局地的大雨等地域災害への対策

校庭貯留、浸透施設の整備などの流域対策を進め、土砂災害対策、アンダーパス、地下街への浸水防御などハード整備を集中的に進めること。

また、県民の自助行動を喚起させるため、地域特性や浸水実績を踏まえた内水ハザードマップの作成・公表を市町へ働きかけるとともに、県のＣＧハザードマップの周知徹底、活用を一層推進すること。

② 河川整備、流域対策の推進

地域総合治水推進計画を着実に実行するとともに、その整備実績、効果等について県民に広く周知すること。また、河川対策アクションプログラムの主な箇所以外についても、事前防災の観点から河川改修、堆積土砂撤去、樹木伐採等について地元要望を踏まえ適切に推進すること。

③ 土砂災害対策の強化

治山ダム・砂防えん堤、急傾斜崩壊防止施設等の整備を促進するハード対策とともに「減災のためのソフト対策」を促進、県独自のシステムである土砂災害警戒情報を補足する「箇所別土砂災害危険度」の活用推進、未導入市町へのシステム導入の促進、出前講座等の防災教育への支援拡充にも取り組み、総合的な土砂災害対策を推進すること。

２　公共交通・バリアフリーの充実

（１） 公共交通の維持・活性化

① 送迎バス等の地域輸送資源のフル活用にむけた取組の推進

バス路線廃止等に伴う交通空白を防ぐため、医療・福祉施設等の送迎バスやスクールバスへの混乗など、地域輸送資源のフル活用を促進すること。

② コミュニティバス支援制度の拡充

地域住民の重要な移動手段である公共交通を維持・確保するため、市町等が運行するコミュニティバスに対する支援を継続・拡充するとともに、柔軟な運用が可能となるデマンド型乗合交通の導入など地域の実情に沿った運行形態の普及促進に取り組むこと。

③ タクシーを活用した移動困難者支援の充実

ＡＩ・デジタル技術を活用した配車・相乗りタクシー導入支援や、ドライバー不足解消のため二種免許取得費用の助成、同免許取得ができる教習所の支援など、タクシーを活用した地域交通の機能強化を推進すること。

④ 地域生活路線の利便性向上

播但線の全線電化の実現を、ＪＲに対して引き続き強く働き掛けること。

⑤ 神戸電鉄粟生線への支援

地域住民の重要な交通手段である神戸電鉄粟生線の維持存続を図るため、鉄道資産の保有、維持・管理、更新等の固定的経費の負担軽減を基本とした維持存続策を推進するとともに、引き続き、国、沿線３市とともに、利用促進活動に取り組み、今後も必要な予算確保に努めること。

⑥ ＪＲローカル線維持・利用促進策への支援

地域住民の日常生活や観光交流など地域活性化に欠かせない重要な交通インフラであり国への支援策を強く求め「ＪＲローカル線維持、利用促進検討協議会」において取りまとめた利用促進策を着実に実施していくこと。

またＩＣＯＣＡ等のキャッシュレス決済未導入の駅を解消し、利用促進を図るため、ＪＲに対して働きかけること。

⑦ 路線バス維持・利用促進策への支援

県のリーダーシップのもと県・市町が連携し、バス会社に対する財政的支援及び利用促進など多角的な支援に取り組むこと。

⑧ 船員の確保に向けた取組

瀬戸内海と日本海に面する本県において、海上交通を支える船員の確保は重要な課題であるが、家庭と離れて仕事する特殊な労働環境に置かれる等の理由により若者の求職ニーズにマッチせず人材確保が困難となっている。県として船員の地位向上や船員確保につながる補助制度や、船員に対する住民税減免措置の導入を創設する等船員の確保に資する取組を強化すること。

（２） バリアフリー化の推進

① ホームドア設置の推進

鉄道事業者と協力してホームドアの設置やバリアフリー化を推進すること。

② 高齢者・障がい者にやさしいタクシーの導入促進

ユニバーサルツーリズムの推進、観光施策の具体化としても重要であり、高齢者や障がい者の移動円滑化のために導入が期待されるＵＤタクシーの普及・導入に対する支援制度を創設すること。

（３） 点字ブロックの整備促進、点検、改修

① 特定道路等の踏切への点字ブロック設置

視覚障がい者の安全確保を図るため、鉄道事業者と連携し特定道路等の踏切への点字ブロック設置を早期に整備すること。

② 点検・改修等の整備促進

県内のバリアフリー化を推進するためにも、県が管理する道路等の点字ブロックを早期に点検・改修等の整備を促進すること。併せて、市町等管理部分との接続部等含め、県内の問題のある点字ブロックの点検を県が先導し、早期に点検・改修等の整備を促進すること。

（４） 視認性の低い交差点名標識の更新

視認性の低下が確認された標識については、速やかに新しい標識への更新を行えるよう、予算を確保すること。

３　道路交通網の整備

（１） 道路ネットワークの充実・強化

① 基幹軸道路の早期整備

高規格道路のミッシングリンク解消のため、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道などの基幹軸道路の整備を促進すること。

② 大阪湾岸道路西伸部の早期整備

関西・神戸の創生につながる大阪湾岸道路西伸部の早期整備に向けた国直轄道路事業の予算確保及び事業促進を国に要望すること。

③ 名神湾岸連絡線の整備

早期整備に向けた予算確保及び有料道路事業導入による早期整備を国に働きかけること。また、事業を円滑に進めるため、地域関係者に丁寧な説明を行い移転対象となる企業への在り方検討について支援するとともに、設計段階から専門家・西宮市などと十分に協議して事業を進めること。

④ 播磨臨海地域道路の整備

播磨臨海地域道路の早期事業化の着手に向け、国に働きかけること。

⑤ 地域基幹道路の整備促進

未整備区間の早期整備や渋滞解消対策、街路網の整備、歩道の整備、問題踏切の解消をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路として整備を進めること。

⑥ 高速道路料金の割引格差是正

本州四国連絡高速道路の料金割引については、観光振興、物流対策、通勤利用などの観点から大口・多頻度割引や、淡路島内住民利用割引などを引き続き国・事業者に対し求めること。

⑦ 播但連絡道路等の維持管理と料金体系の見直し

播但連絡道路における通行料金改定の検討にあたっては、老朽化対策や耐震

補強など安全な道路インフラの維持管理を着実に推進するとともに、地域住民の通勤・日常生活や地域物流、観光等への影響を最小限に抑えること。有識者会議等における検討プロセスの透明化と丁寧な合意形成を徹底し、通勤割引や生活利用・事業者向け負担軽減策を強く講じること。

4　関西３空港・神戸港の発展

（１） 空港・港湾の機能強化

① 神戸空港・伊丹空港の機能拡大

神戸空港については、2030 年までに国際定期便の就航を目指して、国際化に向けた機能強化を進めること。また、就航路線のさらなる拡大や、空港アクセスの強化、プライベートジェットの受入推進など、需要拡大に向けた取組を推進すること。さらに、伊丹空港における国際便運航制限の緩和についても、その実現に向けて関西３空港懇談会での協議を一層加速させること。

② コウノトリ但馬空港の東京国際空港直行便の開設

コウノトリ但馬空港から東京国際(羽田)空港への直行便の開設に取り組むこと。

③ 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の競争力強化

国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、物流、産業拠点となる港湾機能の強化を進め、ハブ機能強化に向けたインフラ整備への集中投資と集荷機能強化への支援を国へ強く求めること。

また、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組を推進するため、阪神港と県管理港における内航フィーダーによるモーダルシフトの推進、陸送から海上輸送へのインセンティブ付与等、環境や安全面に配慮した利用しやすい港湾施設等の整備を進めること。

④ フェリー・旅客船の維持・存続のための支援策

燃料費高騰などにより、苦境に陥っているフェリー・旅客船事業者に対し、港湾使用料の減免や燃料費高騰対策に取り組むこと。

5　県内建設業者・運輸事業者の振興

（１） 県内建設業者の振興と担い手確保

最重点要望事項

① 県内建設事業者への事業量確保

投資事業費の 10%削減が県内建設関連産業に与える影響を最小限にとどめるため、工事ロットの適正化（分割発注）や地元企業の受注機会拡大に向けた入

札・契約制度の柔軟な運用、工期の平準化などを講じ、県内事業者の受注機会および事業量の確保に最大限配慮すること。

② 工事発注の平準化

債務負担行為を積極的に活用して、更なる工事発注平準化の取組を強化すること。

③ 若年入職者の確保・育成

建設業における若年入職者の確保・育成のため、国の実施する「建設労働者緊急育成支援事業」の事業期間の更なる延長を要望すること。

④ 県内企業の公共工事受注機会の確保

県下中小企業が公共工事受注機会を確保できるよう、分離発注等による入札・契約制度の運用、技術・社会貢献評価制度の更なる拡充、予定価格の適正な設定、事前調整の徹底による工事の一時中断の防止並びに昨今の原油高、資機材の高騰に対する適切な設計金額、工期への反映、週休２日制度の取組を推進できるような円滑な工事施工について特段の配慮をすること。

特に設計業務については、さらなる入札機会の確保と対象業務の拡充を図り、県内企業の受注拡大が更に図られるように取り組むこと。

⑤ 公共工事設計労務単価の引き上げ

公共工事設計労務単価が配管工や左官、特殊作業員、鉄筋工、溶接工などの職種において近畿２府４県中で最も低くなっているため、県の公共工事において適切な価格による業務発注に努めるとともに、公契約条例を制定した上で単価の引き上げや、国の調査の無効標本削減に取り組むなど公共工事設計労務単価の向上に努めること。

⑥ 物価情勢を考慮した設備予算の確保

昨今の急激な物価高騰により入札時点の見積価格と実際の施工時の価格に大きな乖離が生じている。インフレスライド条項に基づき価格上昇分を請求可能であるが、手続きが非常に煩雑であるため手続きの簡素化等を検討するとともに、物価情勢を考慮した設備予算を十分に確保すること。

⑦ 公共施設の設計機会の提供

公共施設の設計機会において、規模の大小に関わらず、県内設計事務所をはじめ県内企業がプロポーザル方式の参入やＪＢへの参加なども含め、公平性と公共性を担保したうえで、広く機会提供されうるように努めること。

⑧ アウトソーシングの活用

電気工事免状交付業務など多くの都道府県がアウトソーシングしている業務は近畿圏では兵庫県のみが委託しておらず、積極的にアウトソーシングに切り替えること。

⑨ インフラ整備・維持管理におけるＤＸの推進

３次元モデル（電子データ）やＩＣＴ建設機械、情報共有システム等の活用が進むよう、ハード・ソフトの両面から導入支援を強化すること。

（２） 県内運輸事業者の振興

① 市街化調整区域における運輸営業用施設の設置

トラック運輸事業者は、自然災害対策や事業継続に向け営業所や物流施設等の移転・新設、または共同化や事業集約を進めようとしているが、施設整備等に必要な用地確保が困難となっている。市街化調整区域での営業用施設の設置がスムーズにできるよう、現在認められている特別積合せ貨物運送と同様に開発許可を不要とする等、より柔軟な運用、手続きの簡素化を図り、トラック運輸事業者の施設整備がスムーズに進むよう改善を行うこと。

② 燃油価格高騰への支援

急激な燃油価格高騰に対して、運輸事業者の負担軽減を図ること。

６　通学路の安全対策の推進

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備･改修を図ること。

７　土木部その他要望事項

(1) 道路ネットワークの充実・強化

① 阪神間の南北主要幹線道路である都市計画道路尼崎宝塚線の整備促進
② 国道 176 号「名塩道路」（生瀬工区及び東久保工区）の早期完成と、完成時期など事業見通しの公表
③ 国道２号「土山」交差点の改修整備の推進
④ 国道 175 号「東播丹波連絡道路」整備促進について調査中区間（西脇市黒田庄町から丹波市氷上地域間）の早期事業化に向け、国への働きかけと整備促進
⑤ 都市計画道路山手線と接続する三国塚口線の早期供用に向けた事業促進
⑥ 阪神尼崎北工区における、早期完成に向けた整備に必要な予算の確保
⑦ 「山陰近畿自動車道」のうち、「竹野道路」（仮）竹野ＩＣ～（仮）豊岡北ＪＣＴ・ＩＣの整備促進、「城崎道路」（仮）豊岡北ＪＣＴ・ＩＣ～(仮)城崎温

泉ＩＣの事業促進、佐津～（仮）竹野ＩＣ間及び(仮)城崎温泉ＩＣから府県境間の早期事業化

⑧ 「北近畿豊岡自動車道」の「豊岡道路Ⅱ期」（豊岡出石 IC～（仮）豊岡北 JCT・IC の早期完成に向けた事業促進、「浜坂道路Ⅱ期」（新温泉浜坂 IC～居組 IC）の事業促進

⑨ 県道等の整備

（ア）尼崎市：尼崎西宮芦屋港におけるＲＯＲＯターミナル及びふ頭間連絡道路（東海岸町地区から末広地区）の早期整備、県道 57 号玉江橋交差点以南の拡幅及び南伸計画の早期決定と整備促進、（西宮豊中線）守部踏切の安全対策

（イ）西宮市：笠屋町交差点の安全対策の早期実施、甲子園九番町交差点での渋滞する南北道への右折レーン・右折信号設置の早期整備

（ウ）川西市：県道 12 号多田銀橋以南の道路整備と安全対策

（エ）加西市：国道 372 号（加西バイパス）の整備促進、県道三木宍粟線の整備促進について（西谷町～谷町、東高室～西高室）、県道下滝野市川線　釜坂峠のトンネル化

（オ）加東市：「ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画」に基づく神戸市中心部と北播磨地域を連結強化する「構想路線Ｆ」の具体化、実現化

（カ）姫路市：県道白浜姫路停車場線（阿保橋西詰－東詰）の渋滞対策、国道 312 号（姫路天神前交差点）の渋滞対策、国道２号（市川橋以東）の早期事業化、国道 250 号（広畑地区）の４車線拡幅整備の早期事業化、県道広畑青山線（夢前川右岸線）早期４車線開通の整備促進、国道 250 号（的形地区）の岩鼻踏切での渋滞対策や歩道・西浜川への歩行者専用橋の設置、（一）大江島太子線（下太田）の交差点改良整備の早期完了、（一）網干停車場新舞子線道路改良事業の早期完了

（キ）相生市：竜泉那波線の整備促進、国道 250 号線（野瀬から相生６丁目まで）の歩道整備と視距改良整備促進

（ク）たつの市：揖龍南北幹線道路（ＪＲ姫新線大鳥踏切から吉島地区）の宍粟新宮線及び宮内バイパス第１・第２の整備推進、県道２９号網干たつの線（揖保町門前から龍野町大道）の全区間の４車線化、都市計画道路本龍野富永線（県道本竜野停車場線）の拡幅（歩道、自転車通行空間の整備）整備推進

（ケ）赤穂市：国道 250 号（坂越橋付近－南野中三叉路）の４車線拡幅整備事業化、高取峠のトンネル化、県道赤穂佐伯線（南工区）・県道高雄有年横尾線の整備推進、県道坂越御崎加里屋線の道路改良の事業化

（コ）宍粟市：国道 429 号線のバイパス化、養父宍粟線の拡幅改良、国道 429

号線の高野峠・志引峠のトンネル化、宍粟新宮線(宍粟市山崎町下広瀬)の交差点整備の推進、県道加美宍粟線・宍粟香寺線・田井中広瀬線のバイパス化、宍粟下徳久線歩道整備、宍粟新宮線（山崎町下広瀬）の交差点整備、県道岩野辺山崎線の歩道設置、引原ダム再生事業

（サ）上郡町：県道野桑有年停車場線（西野山－中野）道路改良及びバイパス整備

（シ）佐用町：国道 373 号線（上石井）の交差点改良、国道 179 号線（上月）の歩道整備、県道下庄佐用線（本位田乙）・県道上福原佐用線（佐用－福吉）・県道上三河平福線（庵－平福）・県道千種新宮線（真宗－志文）の拡幅改良整備の推進

（ス）香美町：香住村岡線（七日市地内）の歩道設置（Ⅱ工区)、大乗寺バイパス（香住区加鹿野～三谷・中野地区）の歩道設置の早期事業化、茅野福岡線・大谷バイパス（口大谷～中大谷地内）の早期完成、国道 482 号線「大谷バイパスⅡ期」の整備促進及び長坂地区における早期事業化

（セ）洲本市：洲本五色線、鳥飼浦洲本線、広田洲本線、洲本灘賀集線の整備促進、海岸部を走る洲本灘賀集線と福良江井岩屋線の自転車走行空間の整備

(2) ＪＲ新長田駅への快速電車停車実現と東口改札の復活に向け、神戸市と連携したＪＲへの働きかけの強化

(3) ＪＲ山陰線（城崎温泉駅～浜坂駅、浜坂駅～鳥取駅)、加古川線（西脇市駅～谷川駅)、姫新線（播磨新宮駅～上月駅、上月駅～津山駅)、播但線（和田山駅～寺前駅）の増便、ＪＲの利便性向上等についての関係機関への働きかけの継続

(4) ＪＲ浜坂駅周辺の環境整備バリアフリー化（エレベーター設置・段差解消）

(5) 阪急武庫川新駅の早期整備に向けた関係機関への支援

(6) 尼崎南部工業地帯における駐車場の整備促進と道の駅の整備

(7) フェニックス事業用地の分譲等の南部地域の活性化

(8) 尼崎の森中央緑地整備計画における第３工区の早期整備

(9) 尼崎運河沿いにおける尼っ子リンリンロードの老朽化対策及び尼崎 21 世紀の森サイクリングロードの整備

(10) 阪神タイガース２軍球場移転に伴う県道整備等に対する予算措置への支援

(11) 浸食が進む淡路島の海岸（特に、厚浜海岸、西浦海岸）の回復と保全の国への働きかけ

(12) 大阪湾ベイエリアと津名港・交流の翼港とを結ぶ航路開設への支援

(13) 明石港東外港地区をはじめとした明石港周辺の再整備促進

(14) 姫路港（広畑地区）国際物流ターミナル整備事業の早期完成、姫路港旅客ターミナルエリア再編整備事業の早期推進、家島港（網手地区）物揚場・防波堤整

備の早期整備
(15) 姫路市の的形排水機場・大江島排水機場の早期更新を実施
(16) 河川等のインフラの整備
① 猪名川及びその支流の河川整備の推進（万善橋周辺の浚渫）
② 千種川及び加里屋川の河川整備の推進
③ 洲本川、都志川、鳥飼川水系における河川の適正な維持管理
④ 市川、夢前川、船場川（手柄工区）水尾川、八家川の河川整備の推進
(17) 新温泉町の図書館周辺の冠水対策を早期に推進（旧味原川の岸田川合流点の桶門）
(18) 相生市山手地区での砂防工事の早期事業完了

Ⅺ まちづくり部

１ 命を守るインフラ整備の推進

（１）「空き家」問題への対応

① 空き家への住宅用地特例の適用対象の適正化

固定資産税及び都市計画税に関する住宅用地特例の適用除外措置について、空家特措法に基づき勧告がなされた特定空き家等に限定せず、それ以外の空き家にも市町が積極的に適用除外を可能とすることを国に強く要望すること。

② 既存住宅の有効活用

既存の住宅ストックを若年・子育て世帯の移住・定住の受皿や福祉拠点等として活用するため、市町(政令市・中核市含む)や関係団体と連携し、既存の住み替え支援制度を利用するために必要な改修への更なる支援等を促進すること。

③ 空家指定地域の促進と民間活用の強化促進

「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」による特区制度を活用する市町が増えるよう周知していくとともに、国に対しても市町負担の軽減が図られるよう強く要望すること。また、危険空き家の解体を促進するための助成制度の拡充と要件緩和を行うこと。特に宅建業を始めとする不動産関係の民間事業などと協定を結び事業委託するなど補助支援を創設すること。さらに、兵庫県建築基準条例第２条に適合する擁壁等の除却には莫大な費用が必要となり、空き家・空地として放置されているため現助成制度の補助額を拡充すること。

④ 空き家・古民家活用

空き家・古民家を平時は「２地域居住拠点・宿」、有事は「被災者向け応急住宅・避難拠点」として活用する「スムヤドスム」モデルの導入を推進すること。

⑤ 不動産取引税の特例措置の拡充

買取再販で扱われる住宅の取得税に係る特例処置の申請要件の緩和、申請の簡素化、減免額を拡大すること。また、国に対して要望すること。

（２）土砂災害特別警戒区域の対応策

土砂災害特別警戒区域の指定がされる中、危険住宅の移転等への補助を行う国の「住宅・建築物安全ストック形成整備事業」では、所有者の負担が大きいため、更なる補助額の嵩上げを国に要望するとともに、県においても補助額の嵩上げを行うこと。

２　まちのバリアフリーの充実

（１）公共施設等のバリアフリー推進

「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化、段差のない歩道の整備、橋梁の歩道の確保、無電柱化による車いすやベビーカー等への歩行空間の確保、道路横断の安全確保を図ること。また、公営住宅等の建替事業によるバリアフリー化をさらに推進すること。

また、条例で、義務づけていない施設についてもバリアフリー情報の公表に努めること。

（２）鉄道駅舎のバリアフリー推進

「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しない路線の駅については、複数路線の接続駅（和田山駅等）や市町の拠点駅（柏原・浜坂駅等）であるといった支援の対象要件を拡充し、県や市町の補助率をアップさせるなどにより鉄道駅舎のエレベーターやホームドアの設置等のバリアフリー化を推進すること。

３　密集市街地解消の推進

感震ブレーカー設置補助対象となっている防災再開発促進地区、課題地域等における特定防災機能（火事、地震が発生した場合において延焼防止及び避難上確保されるべき機能）が確保されるよう市町と連携し推進すること。

４　まちづくり部その他要望事項

(1)　ＪＲ元町駅西口構外北側階段におけるエレベーターの設置
(2)　ＪＲ須磨駅南出口におけるエレベーターの設置
(3)　21 世紀の森にある神鋼桟橋を利活用したキャンプ場の整備等の魅力づくり
(4)　公共施設・一定規模以上の施設・建築物等への二輪駐輪場整備の付置義務の推進
(5)　民間シェルター等での一時保護が終了した、ＤＶ被害者やその家族が安心して生活できるよう、県営住宅への入居について許可するよう検討すること。
(6)　外国人労働者やＤＶシェルターからの住替えなど、住宅確保や経済的困難を抱える者への支援として、生活困窮者の支援や地域コミュニティの活性化を図る団体等と連携し、尼崎市が実施している住環境支援事業（リーフル制度）を参考に県営住宅の活用を検討すること
(7)　デジタル化推進として宅建業における各種申請に入稿システムを整備するとともに入力項目を簡素化するなど国に要望すること
(8)　マンション関係法の改正内容について、広く周知するためのセミナー等の開催に対する更なる支援
(9)　マンション管理法改正に伴い、「マンション管理適正化支援法人」の登録等により民間団体との連携体制の構築に取り組むこと
(10)　アスベストによる健康被害に対し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築及び健康被害救済制度の更なる充実について、国に要望すること
(11)　神戸市等、都市部における県民みどり税の活用が広がるよう、緑化支援に対する対象や条件を緩和して、幅広い緑化関連事業を支援できるように制度を拡充すること
(12)　2000 年基準前の新耐震基準建築の木造住宅を加えた耐震化助成制度の拡充について検討を進めること

Ⅻ　企業庁

１　産業振興を支える工業用水道の柔軟な運用について

（１）県営水道・工業用水道の持続可能な経営と施設の強靭化

的確な需要予測に基づき、県水転換や新たな工業用水需要の開拓を図るとともに、新・県営水道ビジョンと次期料金の策定に当たっては市町の水道料金の抑制に配慮すること。あわせて、施設の計画的な更新・耐震化と技術継承を進め、災害や渇水に強い水道を確保すること。

（２）工業用水の需要実態の把握と定期調査の実施

揖保川第１・第２、市川工水の供給契約率が 100%に達し新規需要への対応が

困難となっている地域において、受水企業の実際の使用水量と契約水量の乖離（余裕水量）を正確に把握するため、定期的な需要動向調査を実施すること。

（３） 企業間融通および柔軟な配分仕組みの構築

既存企業の安定操業と権利を確保・尊重しつつ、未利用となっている水量を新規立地企業や事業拡張を目指す企業へ一時的・弾力的に融通できるよう、企業間融通（マッチング）制度や柔軟な配分ルールを早期に検討・構築すること。

２　企業庁の用地を活かしたデータセンターの誘致

企業庁の保有用地について、電力や通信回線が確保しやすい場所の調査を進め、電力会社や通信事業者と連携し、データセンターが進出しやすい環境を整えること。あわせて、企業庁の太陽光発電による再生可能エネルギーの供給や、雇用・税収など地元へのメリットを示し、地域に歓迎される誘致を進めること。

ⅩⅢ　病院局

１　持続可能な病院事業の運営

大幅な収支の悪化に対し各病院と病院局が一体となって不断の経営改善に取り組み、医療の質を落とすことなく、持続可能な病院事業の運営を行うこと。その際、物価高騰や賃金上昇等の社会経済情勢を的確に反映した診療報酬改定を国に強く求めるとともに、県としても必要な財政支援を講じること。

２ リハビリ専門職の計画的な確保・育成と体制強化

県立病院において理学療法士をはじめとするリハビリ専門職を計画的に確保・育成し、「365 日リハビリ提供体制」の構築に向けた配置・環境整備を推進すること。

３　感染症対策

新興感染症発生時に迅速に専門病床を確保できる体制や、地域医療機関との連携体制を構築すること。

４　粒子線医療のあり方

令和９年度末で撤退が望ましいとされた粒子線医療センターについて、陽子線治

療適応患者が県内で治療が継続できるよう神戸陽子線センターでの治療体制を拡充するとともに、重粒子線治療適応患者についても培ってきたノウハウ、治験を活かした治療が県内で受けられるよう、民間事業者等と連携した施設の設置・運営の可能性も検討すること。

５　県立病院におけるアピアランスケア支援の充実について

がん治療に伴う脱毛や皮膚・爪の変化、手術痕などによる外見の変化に悩む患者が、安心して社会生活や就労を継続できるよう、県立病院におけるアピアランスケアの相談支援・情報提供体制を充実させること。併せて、医療・福祉機関や民間事業者との連携を強化し、患者のニーズに応じた支援につなげること。

６　リンパ浮腫診療体制の充実と県内病院への拡充について

がん治療後などに発症するリンパ浮腫について、患者が地域にかかわらず適切な専門的ケアを受けられるよう、県立病院における専門職の育成や診療技術の共有を推進するとともに、県立病院間の連携を強化し、地域の医療機関への知識・技術の普及を図ること。また、但馬・丹波・播磨・淡路地域を含め、県内各地域におけるリンパ浮腫診療体制の充実と受診機会の確保に努めること。

７　県立西宮総合医療センターにおけるリンパ浮腫患者支援への取組について

がん治療後に発症するリンパ浮腫は、むくみや痛み、関節の動かしにくさなどにより、日常生活や就労に大きな影響を及ぼすことがある。一方、専門的な診療を受けられる医療機関は限られており、治療や弾性着衣等にかかる経済的負担も患者の大きな課題となっている。

県立西宮総合医療センターにおいては、リンパ浮腫外来の診療体制の充実を図るとともに、専門医師や看護師、理学療法士等の確保・育成を進め、患者が適切な保険診療を受けられる体制の整備と予約枠の拡大を図ること。また、がん治療に伴う外見の変化による苦痛を軽減し、患者が自分らしく社会生活や就労を継続できるよう、弾性着衣などアピアランスケアの相談・情報提供体制を充実させること。

ⅩⅣ 教育委員会

１　教育の充実

（１） 時代変化に適応した教育の推進

① 魅力ある県立高校づくりの推進

県立高校改革においては、複数志願選抜の入試制度の見直しや、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。また、県内在住外国人の増加に伴い「外国人生徒向け特別枠」の増加や支援体制を強化すること。

② ＩＣＴ環境の整備

専修学校・専門学校・フリースクール等への同様の支援やＩＣＴ環境維持管理経費への財政支援を国に要望すること。また、１人１台端末は多様な児童生徒の実情や特性に応じ、不可欠なインフラとして整備すること。

③ 長期欠席児童生徒に対するオンライン学習支援

不登校や病気療養等による長期欠席児童生徒の学びを保障するため、オンライン授業の活用を推進し、多様なニーズに応じた学習機会を確保すること。あわせて、オンライン学習を出席扱いおよび学習評価・単位認定に適切に反映できる体制整備や、学校・家庭間の連携支援を強化すること。

④ 学びの基盤となる「情報活用能力」の抜本的な向上

AI 時代に対応するため、情報リテラシーやメディアリテラシー教育を、読み・書き・計算と並ぶすべての学習の基盤として大幅に強化すること。また、教員の専門性の確保も行うこと。

⑤「幼保小の円滑な接続」の共同研究のさらなる推進と展開

幼保小の円滑な接続研究を兵庫県下で広く普及・拡大し、就学前施設と小学校の連携を抜本的に強化して「小１の壁」をなくし、子どもたちが安心してスムーズに義務教育へ移行できる環境を支援すること。

⑥ チーム担任制（学年担任制）の導入と推進

教員の負担軽減と教育の質向上を両立するため、複数の教員が協働して学級を運営するチーム担任制（学年担任制）を、兵庫県内の公立小学校への積極的な導入を推進すること。

⑦ 一貫教育の推進について

㈠ 小中一貫教育の推進

義務教育９年間を見通した系統的な教育により学力の向上を図るため、各市町の小中連携・小中一貫教育の取組を積極的に支援すること。

(ｲ) 中高一貫教育の推進

高校入試の影響を受けずに６年間を通じて学べる中高一貫教育の利点を活かし、本県の高等学校教育改革実行計画に県立の中高一貫校の設置や中高一貫教育の推進を位置付け、教育の魅力を高めること。

⑧ グローバル人材教育の推進

語学教育の強化や国際交流機会の拡大等により、国際的に活躍できるグローバル人材育成の取組を強化すること。

⑨ 栄養教諭の配置促進

小学校及び中学校の県費負担栄養教諭については未配置校が多数存在しているため、養護教諭や食育担当教諭がアレルギー対応の責務を担っており、業務過重となっている。食育の一層の推進及び学校における食物アレルギー対応の充実のため、栄養教諭を全校に配置できるように定数の拡充に努めること。

⑩ 薬物乱用防止のための教育の充実強化

危険ドラッグや、一部の国等で合法化され罪悪感や危険性の認識の低下が指摘されている大麻などの薬物乱用防止のため、薬物に対する正しい知識、危険性を理解させるための教育を充実強化すること。

⑪ 主権者教育の充実

政治に対する関心を高め、政治的中立のもと、積極的に社会参加する力を育むため、教員の指導実践研究を検証しながら、初等中等教育における主権者教育を推進すること。

⑫ 社会保障制度に係る学習の推進

社会保険労務士による出張授業について、年金・介護・医療保険など、社会保障制度に係る学習の重要性、有用性を学校長に周知し、出張事業の拡大が図られるよう更なる推進を行うこと。

⑬ 多文化共生社会の実現を目指す教育の推進

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨に基づき、教職員が人権尊重を基盤に、多文化共生社会の実現を目指す教育を推進すること。

⑭ 子ども多文化共生サポーター派遣事業の拡充

来日して間もない外国人児童生徒の生活適応や、日本語指導が必要な児童生徒の進路保障に向けた学習支援・学習補助が十分に行えるよう、子ども多文化共生サポーター派遣事業の更なる拡充を行うこと。

⑮ プログラミング教育のさらなる推進

プログラミング教育の現状を把握するとともに課題を整理し、教員の負担や児童の学習効果等について検証し、改善を進めること。

⑯ 学校外から講師を招いて行う授業にかかる経費の確保

消費者教育、がん教育、社会保障教育、献血推進教育等、専門家を招いて授業を実施する場合の経費について、交通費や謝金等の予算を確保すること。

⑰ 部活動の地域展開に関する支援

県下で随時展開される部活動に関して、市町の教育委員会などと連携を密にして、各学校の地域展開が円滑に進むよう課題の解決に向けた伴走支援を強化すること。

（２） 教員の人材確保と教育力の向上

① 教員の能力向上対策と倫理観の醸成

教科指導や生徒指導における教員の能力向上のため、研修等の強化を図るとともに、教員による不祥事の根絶に向けた取組の強化と、高い倫理観と使命感の醸成に努めること。

② 教員の多忙化対策の強化

授業以外の事務や会議など、学校業務の改善に努め、学校における働き方改革を強力に推進すること。また、スクールサポートスタッフの積極的な活用を図るなどサポート体制を確立するとともに、ＤＸによる業務の抜本的な効率化等に取り組み、これらに必要な財政支援を行うこと。

③ 教員の指導力向上

若手教員の教科指導・学級運営等の指導力向上のため、継続してベテラン教員や再任用教員を活用し、教科指導・学級経営指導員の充実を図ること。また、教育事務所に設置された「学校問題サポートチーム」の活動報告を、市町教育委員会・関係機関や学校との連携を強化し有効活用すること。

④ 外国人教員の主任・副主任への任用

教員の中で実質的にリーダー的存在として尽力している外国人教員を「主任」「副主任」として登用できるよう、柔軟な運用が行えるよう対応すること。

（３） 安全・安心な教育環境の整備

① いじめ対策の強化

「いじめ対応マニュアル」の周知徹底を図り、いじめやその兆候を早期に発見し、学校現場において迅速かつ適切に対処することができるよう、「学校支援チーム」や「市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業」など各取組の効果ある実施を図ること。

② アレルギー性疾患対策の推進

学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの活用を徹底し、学校現場でのアレルギー性疾患対策を推進すること。

③ 県立学校の環境の改善

老朽施設の改築・長寿命化、特別教室・体育館・食堂の空調設備の設置とその光熱費の予算の拡充、洋式トイレへの改修とエレベーターの設置促進を図り、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。

④ コミュニティ・スクールの設置推進

子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの設置について、各市町に対し、積極的な働きかけを行うとともに、成功しているモデル事例の情報を発信・共有すること。

⑤ 性暴力被害への対応

生徒が安心して相談できる環境整備と性暴力支援センターや警察等の各種支援団体と連携協定を締結し、性暴力被害生徒への迅速かつ的確な対応を行える支援体制を構築すること。また、担当教諭への指導・教育を徹底すること。

（４） 特別支援教育の充実（環境・体制の整備）

① 受入体制の充実

知的障害特別支援学校に身体障がいがある生徒が通えるように再編する等障がいの種別に特化せず多様な障がいへの対応を進めるなど、受入体制を引き続き充実させ、障がいの重度・重複化や多様化等の個々の児童生徒ニーズに応じた教育の充実、教員の専門性向上等を推進すること。

② 指導担当教員の増員

通常学級に在籍している軽度発達障がい等の児童生徒への校内支援体制を確立するため、通級による指導を担当する力のある学校生活支援教員の増員などの人的配置強化を推進すること。

③ 特別支援教育コーディネーターの配置拡充

児童生徒・保護者及び医療・福祉などの関係機関との連携を図るため、学校の窓口、連絡調整役である「特別支援教育コーディネーター」の専任配置を推進すること。

④ インクルーシブ教育の推進

県として共に学べる教育環境の整備を推進し、特別支援学校教員の技術向上と計画的な人材育成を行うこと。また、市町教育委員会を支援するとともに、国に対しては必要な措置を行うよう強く要望すること。

⑤ 高校の「インクルーシブな学校運営モデル」の推進

分教室の新たな設置、高校との併設による新たな高等特別支援学校の設置を進め、カリキュラムマネージャーなどの人的配置の措置を講じること。

⑥ 特別支援学級への対応

特別支援学級は、一人一人の生徒の障がいに違いがあり、学級運営が困難

な場合があることから、県としても課題解決に取り組み、現場の実情に応じた柔軟な対応が可能となるように加配について国に要望すること。

⑦ 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

「医療的ケア児支援法」に基づき設置された「医療的ケア児支援センター」において、医療的ケア児コーディネーターの養成を着実に進めること。また、全市町にコーディネーターの設置を目指し、学校と医療・福祉が枠を超えて連携する体制の早期構築を目指すこと。また特別支援教育において教育現場の状況を鑑みて、看護師やリハ専門職を積極的に活用すること。

⑧ 精神保健福祉士との連携

児童生徒の発達段階に応じた人権教育や保健教育と合わせて精神保健教育を実施すること。また、児童生徒の悩み等は学校医やスクールカウンセラーが実施しているが、精神的な悩みには精神保健福祉士などの専門家へ迅速に連携できる体制を構築すること。

⑨ 特別支援学校への言語聴覚士等のリハ専門職の配置

各校が児童生徒等の実態に応じて、きめ細かく適切な指導と必要な支援が行えるよう、言語聴覚士等のリハ専門職を配置すること。

（５） 不登校対策の推進

① 「ひょうご不登校対策プロジェクト」の推進

学校、地域、支援関係機関、教育行政が相互に連携をしながら、全県一丸となった「ひょうご不登校対策プロジェクト」を推進し、校内サポートルームと支援員の配置拡充を行ってきた。今後支援に当たる人員の質の向上及び財源の確保が必要である。また、ひょうご不登校対策推進協議会・推進委員会・地域会議・地域研修会・各市町連絡協議会・各チーム学校の体制をより充実し、広く情報の共有をすること。

② 学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくり

近年、不登校児童・生徒が増加しており、その原因分析と対応策を作成すること。また「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」の広報と活用が正しく推進されているか検証・検討するとともに学校と民間施設の連携強化、フリースクール間の交流や親の会の充実などを推進し、不登校やひきこもりで学校に行けなくなった子どもたちが給食費無償化による助成格差の無い施策など、県下で安心して学べる環境づくりを更に推進すること。

さらに、不登校児童・生徒に対し、ＩＣＴを活用したオンライン授業等による学びの場の提供についても積極的に推進すること。

③ フリースクール等に通う児童生徒への支援

民間施設など多様な学びの情報が適切に不登校児童生徒の家庭へ届くよう、

情報発信により一層努めること。

④ 学びの多様化学校・校内サポートルーム等の設置

学びの多様化学校は国や自治体による設置が努力義務となっているため、各地の事例を参考に設置にむけた検討を行うこと。

⑤ 学びの多様化学校の教職員配置

学びの多様化学校の運営を円滑に進めるために、不登校担当教員、生徒指導担当教員、通級担当教員等や学びの多様化学校に特化した加配について国に要望し、国からの措置は確実に配当するとともに、スクールカウンセラー等の支援スタッフの配置充実も含め、県独自の加配措置を図ること。

（６） 児童生徒の“心のケア”の推進

① ストレスマネジメント教育及びレジリエンス教育の実施

生徒児童の心のケアとして、ストレスマネジメント教育及びレジリエンス力を高める教育の実施を促進すること。１人１台端末を活用した心身の変化の発見・相談の普及を進めること。

② スクールカウンセラー配置の促進

ＳＯＳの出し方に関する特別授業の拡充・平時から子どもたちが安心して相談できる体制・家庭地域連携支援など拡充するため、スクールカウンセラーの常時配置の促進を行うこと。

③ ヤングケアラーに対する支援

教師にヤングケアラーのための研修を行い、学校現場でヤングケアラーを発見した場合に、福祉部と連携して適切な支援機関につなげること。

２　通学路の安全対策の推進（再掲）

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。なお、その進捗状況については教育委員会がまとめて、着実な整備を推進し成果を県民に広報すること。

３　教育委員会その他要望事項

(1)　職業高等学校における就職促進のための最新機器等の整備更新の実施
(2)　県立工業高校における専門的・実践的な学習内容の充実
(3)　県立工業高校が県内の建設業や製造業の企業への人材供給源であり、慢性的

な人手不足を解消する上でも高いニーズがあることから、できる限り定員の削減を行わないようにすること

(4) 補助教材の購入（入札）に際して、特定の業者に偏らず、地域連携の観点からも購入等、地元書店との協力をすること。また、書店が無償提供してきた教員用の補助教材については予算措置を行うこと

(5) 優秀な技能者を育成・発掘する観点から「技能・甲子園」などの各種大会を開催すること

(6) 既存の神戸市と尼崎市・姫路市にある夜間中学校で広域的に生徒を受け入れる体制を作り、県民に設置意義と成果を広報するとともに、但馬地域、淡路地域へ分教室を設置すること。

(7) 芸術文化・スポーツによる地域振興や観光振興を図り、多面的な価値を最大限に発揮するため、教育委員会が所管する県立美術館などを文化スポーツ局へ移管すること。

ＸＶ 警察本部

1 安全・安心の地域づくり

（１） 警察体制の整備

① 人材の育成・確保

警察官定員の充足に向け、新規採用のあり方について、即戦力となる専門職採用の拡充も含め、警察業務の魅力等の積極的な情報発信、志望者の適性の見極め手法や面接官の資質向上等の改革を進めるとともに、働き方改革やワークライフバランスがとれる職場環境整備を行い、若手警察官の育成・定着を図るためのフォロー体制を強化し、人材の確保・育成を強化すること。

また、退職警察官の積極的な再任用、女性警察官の比率目標を設定し、計画的な採用を進めることなどにより、多様なニーズに応える人材確保に努めること。

② 警察官の職務規律の徹底

警察官の職務倫理向上に向けた取組を強化し、県民から信頼される警察となるように努めること。高齢者・障がい者、ＬＧＢＴＱ等への適切な対応を含め教養内容や職務訓練等について不断の改善に努めること。

③ 警察施設の整備推進

老朽化や狭隘状態になっている警察署や交番・駐在所等の建替、日々の訓練の場となる道場等への空調設備の設置を含め、大規模改修を計画的に推進するとともに、警察官（駐在所の家族も含む）に必要な機材や備品の充実を図ること。また、交番

の襲撃に備え、事務机への防護板設置等の対策を早急に進めること。

④ 女性警察官に配慮した施設整備

専用トイレ・仮眠室等の職場環境整備や機材・備品の充実を図ること。また、女性用防護ベストの軽量化を検討すること。

⑤ 交通安全施設の老朽化対策の推進及び整備方針等の周知浸透

信号機の電球生産が令和９年度末に終了することを踏まえたＬＥＤ化の推進について、計画的に財源を確保して推進すること。また、信号柱・制御機や標識など老朽化し更新基準を超過している大量の交通安全施設や、摩耗が激しい道路標示を確実に維持管理・更新できるよう、財務部と連携し予算確保を行うこと。

また、道路標示の長寿命化のため品質改良を関係機関へ現場から要望すること。

（２） 犯罪対策の強化

① 特殊詐欺被害防止対策の強化

特殊詐欺被害の防止対策として有効な自動通話録音機等の普及に向け、県が取り組む無償配布や各自治体が実施している購入費補助制度の周知を含め取組を強化すること。また、金融機関やコンビニ等と連携したＡＴＭでの水際対策を更に強化し、防犯アプリ等を活用して犯罪手口を周知するなど、総合力を発揮した対策に取り組むこと。

② 暴力団の抗争事件対策

暴力団の抗争事件の抑止対策に努めるとともに、暴力団組織の弱体化、壊滅に向けた取組を強化すること。

③ 暴力団追放運動に対する支援

暴力団排除条例を効果的に活用し、暴力団事務所等の運営の禁止など行政命令等を積極的に発出すること。また、地域住民が主体的に取り組む暴力団追放運動に対する支援及び民事訴訟費用の補助や暴力団事務所の買取等、地元自治体や自治会等と連携して従来よりも踏み込んだ支援策を実施すること。

④ 国際犯罪組織の取締り強化

増加する外国人犯罪への対策や不法滞在者の取締り強化とともにヤード対策を継続し、悪質・巧妙化する国際犯罪組織の実態解明を推進すること。

⑤ 外国人の迷惑行為に対する注意、取締り

近年増加する外国人居住者が、法律や条例に反する行為により近隣住民に多大な迷惑をかけているケースが見受けられるが、警察として通報や相談に基づき迷惑防止条例等を適用する等の適切な対処を行うこと。

⑥ 薬物乱用防止対策の強化

覚醒剤や大麻等の薬物乱用防止対策について、引き続き摘発、取締りを強化するとともに、ネット上の取引など密売・購入手法について潜在化・巧妙化が進行して

いることから、サイバーパトロールの推進など監視体制の強化を図ること。特に近年大麻による検挙者数が増加していることを踏まえ、保健医療部と連携して若年層対策を最優先課題として取締りの強化に努めること。

（３） 地域の防犯対策の強化

① 子どもと女性を守る対策の充実強化

地域の高齢化や空き家の増加等の社会情勢変化に合わせ、子どもを守る110番の家・店・車の充実、見直しを図るとともに、レディースサポート交番の拡充を推進し、子どもと女性を守る対策を強化すること。

② 児童虐待対応の強化

こども家庭センターと情報を共有した虐待が疑われる事案の取扱いについては、児童の安全確保を最優先し、連携をさらに強化し、幼い命が失われることがないよう対策を強化すること。

最重点要望事項

③ 防犯カメラ設置の推進

地域の防犯上、防犯カメラが必要な箇所について、警察から企業や地域コミュニティ、市町等に対し積極的に設置を要請して、防犯カメラの空白地帯を無くすとともに、設置状況に地域格差が出ないようにフォローすること。

④ 巡回連絡やパトロールの強化

交番・駐在所等の警察官が各家庭や事業所を全軒訪問することにより、犯罪の抑止や災害時などの迅速な対応が可能となることから、日ごろから巡回連絡やパトロールの強化に努め、地域の方々に「顔がわかるお巡りさん」として存在を示して体感治安の向上を図ること。

⑤ 110 番通報登録制度の周知と強化

ストーカーの被害者を守るために有効な 110 番通報登録制度の一層の周知を図るとともに、運用の強化を図ること。

（４） サイバー犯罪対策の強化

サイバー犯罪に的確に対応できるようサイバー犯罪の取締り能力を強化するとともに、ランサムウェア、フィッシング、不正アクセス、有料サイトの料金請求やインターネット上の誹謗中傷など典型的なサイバー犯罪事例の内容や対策について広報啓発活動を更に強化すること。

（５） 交通安全対策の推進

① 危険運転の取締り強化

あおり運転や飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進するとともに、法令改正など取締り強化について広報すること。

② 高齢者等の運転事故防止

高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層促進するとともに、意識障害の可能性があるドライバーへの運転免許証の交付・更新に対し、ライフスタイルの工夫や家族への助言等、慎重に対応されるよう対策を講じること。また、ハンドル型電動車いすに係る事故防止対策に取り組むなど、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者に配慮し、交差点改良や道路照明等の安全施設の整備を推進すること。

③ 生活道路における法定速度の引き下げ

令和８年９月１日より、中央線や中央分離帯などがない生活道路における自動車の法定速度が、これまでの60km/hから30km/hに引き下げられたことを周知徹底すること。

④ 住宅地の交通安全対策

住宅地、学校隣接地域等の安心・安全・快適な交通環境の整備を図るため、ゾーン30の推進とともに道路管理者と連携し、ゾーン30プラスの整備を進めること。また、可搬式の速度違反自動取締り装置（オービス）を活用した取締りを強化することで狭隘な住宅地の道路を速度違反しながら抜け道として利用する悪質な車の取締りを強化すること。

⑤ 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」やヘルメット着用の努力義務化等に基づく自転車事故防止策の推進

条例内容やヘルメット着用の努力義務化の周知徹底を図るとともに、改正道交法に基づく自転車事故防止のための取締りや指導の強化、交通安全教育の推進を図ること。また、国土交通省と警察庁が改定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車道等の整備を推進するとともに、関係機関と連携して自転車道の適正利用を図ること。あわせて、自転車保険への加入を更に促進すること。

⑥ 通学路の安全対策の推進（再掲）

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行った合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車道等の早期の整備・改修を図ること。また、信号機が設置できない横断歩道の警告装置等の設置について、警察署長から県市町の道路管理者（首長）へ強く要請すること。

⑦ 駐停車禁止場所における荷捌きスペースの緩和区間拡大や荷捌所の設置

駐車禁止場所における集配中の貨物自動車の荷捌きスペースの緩和区間の拡大、駐車許可証の運用効率化等、規制緩和の推進。また大都市市街において、荷物の積み下ろしスペースの確保が困難な状況であることから、駐車場所、荷捌所の設置拡大に向けた駐車規制の緩和を柔軟に実施すること。さらに三宮地域の再開発において、新たにできる商業施設やオフィス等への搬入・配送のための貨物自動車の駐車、荷捌きスペースについて計画段階から神戸市と連携して整備を進めること。

２　警察本部その他要望事項

(1) ミニパトカー未配備の交番、駐在所に対する配備の推進

(2) 老朽化が進み、耐震基準を満たしていない職員住宅や独身寮の計画的な建替えや民間住宅の活用の推進

(3) 可搬式オービスを増やし、速度取り締まりを強化すること

(4) Bluetooth を利用したスマートフォンアプリ対応の信号機（音声と振動・画面で確認）の設置を福祉の観点からも進めること

(5) 高齢者講習について、受講体制の拡大を図り、高齢者がスムーズに受講できる体制を構築すること。また、明石運転免許試験場の外国免許から日本免許への切替え業務において、①ウェブ予約、②書類審査、③知識確認、④技能試験まで最長約４ヵ月かかっている。①～④までの期間短縮のため、また職員が丁寧かつ円滑に審査等を進められるよう、外国免許切替審査担当を増員すること

(6) 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールについて、県民への周知を徹底すること

(7) 市川交番を地域防犯上必要性の高いＪＲ甘地駅前へ移設すること